

令和6年度

■ 年 報 ■

第32号

四日市市立博物館

四日市市立博物館の使命

1 市民の創造性を高めます。

これからの豊かなまちづくりには市民の創造性が必要です。文化の振興によって創造性豊かな人材を養成し、市民の活力を引き出して都市の力を高め、市外からも創造的な人材が集まるようにして魅力ある都市を形成していくことが理想です。その実現のために四日市市の文化資産のひとつである市立博物館は、市民一人ひとりの多様な個性に対応し、文化の多様性を認め合いながら、それぞれがより豊かな個性に育っていくよう、多彩な内容のものを学習できる機会を作っていきます。これまで地域に培われてきた文化を伝えるだけでなく、市民一人ひとりの個性の創造に寄与してその成果として現れる新たな文化の創造に尽くしていきます。

2 郷土を大切にすることを育みます。

郷土から世界の国々、果ては宇宙に至る多様な自然、歴史や文化について、様々な角度から取り上げます。直接あるいは他地域との違いにより間接的に郷土に対する市民の理解を深め、そのことにより、よりよいまちづくりの基盤を形成し、郷土を大切にすることを育むとともに、他の地域や外国との発展的な関係を生む基礎を形成します。

3 世代をつなぎます。

これまで当博物館は、公立の施設としての特色を活かして、郷土の先人が創り出した文化遺産を保全し、知識を蓄えてきました。これらは、郷土のかけがえのない文化的財産であり、今後もこれらの蓄えを増やし、効果的に運用しながら確実に次の世代に引き継ぎ、世代と世代をつないでいきます。また、これらの文化的財産を活用した世代間の交流の場をもち、永続的に市民文化を継承するとともに、この地域の新たな特色ある文化の創造に寄与します。

4 歴史を未来に活かします。

四日市市立の当博物館は、四日市市の行政組織のひとつとして、これまでに蓄えた歴史的資料や知識、施設を活用し、われわれが現在直面している様々な問題について考える場としての役割を担い、よりよいまちづくりを目指します。

5 学校教育をより豊かなものにします。

学校教育のカリキュラムに対応した展示やプラネタリウム投映を実施し、教科書では行うことのできない方法で子どもたちに歴史や自然科学を体験させ、教室での授業をより豊かなものとし、また、質の高い文化・芸術にふれることにより、豊かな人間性を備えた子どもが育成されるよう学校教育を支援します。

平成 17 年 8 月策定

令和6年度の四日市市立博物館における年間コンセプトを「知ることからはじめよう」と掲げました。博物館には先人たちが残した貴重な資料がたくさん収蔵されています。本市の歴史や人々の暮らしを伝え、人間の創造力を感じさせるこれら資料や作品は、これからの時代を生きる人の道しるべともなるでしょう。また、知らない世界や異なる文化を知り学ぶことは、より良く生きることへとつながります。そのため、市民や市外からの来館者が、博物館の活動を通じて、様々なことを知る機会を得られるよう取り組みを進めてまいりました。

さらに、受水槽及び受変電等設備の大規模な改修工事を実施したことから令和6年11月から令和7年2月まで約4か月に及ぶ長期休館を行いました。同休館中に、エレベータ改修工事やトイレ洋式化、照明設備LED化、キャッシュレス決済導入も併せて実施し、館内環境の改善に努めました。

博物館では、これからも多くの方に訪れていただける施設づくりや記憶に残る取り組みを継続していくとともに、市民の心の拠り所となるよう「四日市市立博物館の使命（基本理念）」に基づき、諸活動を一層推進してまいります。

最後になりましたが、当館の運営及び諸活動にあたり、ご指導やご協力をいただきました市民の皆様やボランティアの皆様をはじめ、関係各位に心より感謝申し上げます。

令和7年7月

※記載にあたっては、個人・団体の敬称は省略させていただきました。ご了承ください。

目 次

年報発刊にあたって	1
目 次	2
I 事業概要	
1 博物館事業	
1 常設展	3
2 企画・特別展等開催事業	3
3 教育普及事業	5
4 資料収集保存事業	9
5 調査研究事業	11
2 プラネタリウム事業	
1 GINGA PORT 401	12
2 プラネタリウム投映事業	12
3 天文教育普及事業	18
3 ミュージアムショップ	20
II 管理・運営	
1 組織	21
2 予算	22
3 博物館協議会	23
4 施設の利用	24
5 施設の管理	24
6 関連出版物の発行	24
7 利用状況	25
8 関係法規	28
III 施設概要	34
IV 利用案内	37
四日市市楠歴史民俗資料館	
I 事業概要	
1 これまでの経緯	38
2 事業	39
3 施設の利用	39
4 利用状況	40
5 関係法規	42
II 施設概要	45

I 事業概要

1 博物館事業

1 常設展

「時空街道」

平成 27 年 3 月 21 日にリニューアルオープンした常設展「時空街道」の基本テーマは、「四日市のまちのあゆみと、人々のくらしの変化」。資料を展示ケースに並べる従来の展示とは大きく異なり、各時代を特徴づける原寸大の建物を再現し、観覧者が展示空間の中に立つことで歴史を体感することを目的としている。常設展示室 2 階に新たに併設された四日市公害と環境未来館との展示の連続性を保つため、博物館では原始・古代、中世、近世の時代を、四日市公害と環境未来館では近代・現代の時代を扱い、両館を一連の流れの中で観覧することにより、四日市の古代から現代までのあゆみを概観できるようにしている。



映像や照明による一日の時間や季節の移り変わりを感じられるほか、スマートフォンやタブレット端末を利用した展示解説や、解説シート、博物館ボランティアとの対話の中から得られる説明など、資料の理解を促す方法も選べ、何度訪れても学べる工夫をおこなっている。

「丹羽文雄記念室」

文化勲章受章作家で名誉市民の丹羽文雄の業績を永く伝えていくために、平成 18 年 12 月 9 日に丹羽文雄記念室を開館し、同時に常設展示を無料とした。

令和 6 年度常設展示

開館日数:198 日

観覧者数:36,997 人 観覧料:無料

2 企画・特別展等開催事業

本年度は、特別展 2 本を開催した。

(1) 特別展「英国王室に咲くボタニカルアートとウェッジウッド～植物画のおいたち～」

[主催] 四日市市立博物館

[後援] ブリティッシュ・カウンシル、中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、伊勢新聞社、(株)シー・ティー・ワイ CTY-FM、三重エフエム放送、三重テレビ放送

[協力] フィスカース ジャパン株式会社

[企画協力] 株式会社ブレントラスト

■会 期:令和 6 年 4 月 13 日(土)～6 月 2 日(日) 44 日間

■観覧者数:3,613 人

■観 覧 料:一般 1,000 円、高・大生 600 円、中学生以下無料

■関連行事

○記念講演会「英国で花開いたボタニカルアートと陶器産業」

日 時:4 月 21 日(日)14:00～15:30

講 師:大場秀章(東京大学名誉教授、本展監修者)

参加費:無料

参加者数:55 人

○ギャラリートーク

日 時:4 月 29 日(月・祝)、5 月 26 日(日) 各日 14:00～15:00

講 師:当館学芸員



四日市市立博物館・プラネタリウム

総参加者数：73人

■担当者所感（企画普及係 川端蒼海）

本展では、18世紀から19世紀の英国を中心とするヨーロッパのボタニカルアート（植物画）約150点と同時代に花開いたウェッジウッドなどの陶磁器約40点を通じて、英国の一面を全7章で紹介した。春に開催する展覧会でボタニカルアートを取り上げたことで、季節感のあるテーマとなった。

美術系の展覧会では、キャプションの文字の小ささを指摘されることがあるが、本展に関しては、作品保護のため照度を落とした展示室でも十分な文字の大きさだったところは評価できる。一方、反省点としては、作品点数が多く、展示室の順路がやや複雑になり、わかりづらかったという声をいくつか頂いた。今後は、快適な展示空間づくりについても研究したい。

また、本展に関連して、4階ラウンジでは「江戸のボタニカル～三重の本草学～」、3階ロビーでは、「牧野富太郎と四日市の植物」をそれぞれ開催した。「江戸のボタニカル～三重の本草学～」では、四日市ゆかりの本草学者・鎌井松石が著した「三重本草」のほか、館蔵の植物標本も併せて展示することで、植物画と植物標本それぞれの特徴を比較できるようにした。「牧野富太郎と四日市の植物」では、四日市市の許可を得て当館で製作したイヌナシ、アイナシの標本などを紹介するパネル展示を行った。こうした関連展示は、巡回展でも四日市ならではのオリジナリティを出すことができ、いずれも好評だった。

広報では、会期中に見頃を迎える花々やこどもの日、母の日に関連させて、SNSで展示中のボタニカルアートを紹介することができた。作品の写真撮影については、作品の所有者の意向から、一部のみ可能とした。ボタニカルアートと陶磁器のどちらも撮影できるようバランスを考え、第2章、第5章、第6章のみを撮影およびSNSへの投稿も可能とした。また、4月より博物館前の市民公園で大規模な改修工事が始まり、博物館の東側が工事用の仮囲いで覆われたが、都市整備部市街地整備課の協力で、5月下旬より中央通りに面する仮囲いに本展の広報シートを掲示した。

アンケートの集計に関しては、業務効率化のためAI-OCRを用いるなど、今後はデジタル化を推進したい。

（2）特別展「木工作家 つちやあゆみ 木とメロディーの世界」

[主催] 四日市市立博物館

[後援] 中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、伊勢新聞社、
三重テレビ放送、(株)シー・ティー・ワイ CTY-FM、
三重エフエム放送

[企画協力] 株式会社 創造教育センター

[助成] 公益財団法人 岡田文化財団

■会期：7月13日(土)～9月1日(日) 45日間

■観覧者数：10,410人

■観覧料：一般1,000円、高・大生600円、中学生以下無料

■関連行事

○ワークショップ「くるくる回る歯車バッジをつくろう」

日時：7月13日(土)10:00～11:30、13:30～15:00

講師：つちやあゆみ（木工作家）

参加費：1,000円（材料費込）

参加者数：38人（付添14名を含む）

○ギャラリートーク

日時：8月11日(日・祝)13:00～14:30

講師：つちやあゆみ（木工作家）

参加者数：30人

■担当者所感(企画普及係 篠昌志)

本展は「見て、触れて、聴いて」を作品のコンセプトとする美術・木工作家 つちやあゆみ氏による木工作品計32点を通して、観覧者が木の持つ力を全身で感じ取り、木や自然環境について考えるきっかけとすることを目的とした展覧会であった。

歯車でできたたたがみを触って回すことができる「歯車ライオン3兄弟」やハンドルを回すことで音を響かせる大きな木製の「歯車のオルゴール」など、木でできた歯車を用いた作品を中心に、実際に触れる作品や座れる作品等を展示した。作家本人によるワークショップやギャラリートークも行ったことで、観覧者に本展の魅力を深く知っていただくきっかけとなったと感じている。



観覧者数の年齢層としては9歳以下が最も多く、次いで10～15歳、30代、40代の順に多くなっており、親子連れが多かったことが窺える。全体の観覧者は10,410人で、目標6,750人を超える結果となった。作品の鑑賞のみであることが多い博物館で、実際に触ったり聞いたり体験できる展示であったことが観覧者数増につながったと考えられる。今後もこのような体験型の展示を適時設けることで、子ども・大人ともに様々な文化・芸術に触れる機会を提供できるよう努めたい。

(3) 共催展「第66回北勢・鈴鹿地区高等学校美術展」

[主催] 三重県高等学校文化連盟、三重県教育委員会

[共催] 四日市市立博物館

■会 期:令和7年3月18日(火)～3月23日(日) 6日間

■観覧者数:1,084人

■観 覧 料:無料

(4) 学習支援展示

令和6年3月12日(火) ～5月6日(月・祝)	① 大昔の四日市	白里亭	計 5,987人 (6年度分) 3,484人
6月11日(火) ～9月1日(日)	② 四日市空襲と戦時下の 暮らし	白里亭 ・3Fロビー	16,119人
令和6年度 合計			19,603人

(5) 特別陳列

常設展「時空街道」に関わる資料や博物館のコレクションをテーマ別に紹介する展示

5月14日(火) ～6月2日(日)	① 館蔵品展Ⅰ 新収蔵品展	白里亭	2,882人
9月10日(火) ～10月31日(木)	② 館蔵品展Ⅱ やきもの水族館	白里亭	9,634人
3月1日(土) ～5月6日(火・祝)	③ 四日市の生んだ「日本の ライト兄弟」玉井兄弟展	白里亭 ・3Fロビー	9,517人 (6年度分) 4,475人
令和6年度 合計			16,991人

3 教育普及事業

(1) 時空街道ツアー e x

体感型常設展「時空街道」を、博物館ボランティアが案内人となって案内。

4月14日(日)	7人	8月4日(日)	9人
5月4日(土・祝)	14人	10月14日(月・祝)	13人
7月14日(日)	16人		
合計			59人

(2) 学芸員講座

当館学芸員・館長がそれぞれの専門について、分かりやすく、楽しく語る講座。

※各回で要約筆記・手話通訳をつけて実施。

月日	内容	参加者数
4月28日(日)	日本美術再見-彫刻・人形・置物-	15人
5月19日(日)	古文書の挿絵に見る伝説の生物学	20人
9月29日(日)	フランス新印象派と20世紀の絵画	28人
10月26日(土)	日本美術再見-曾我蕭白は異端か？	28人
令和7年3月8日(土)	国号「日本」の誕生	60人
	合計	151人

(3) 大人の社会科

博物館に興味を持つ大人(中学生以上)を対象にした講座。学芸員の仕事や伝統文化の体験を行う。

月日	内容	参加者数
5月18日(土)	【ワークショップ】バックヤードツアー	22人
10月5日(土)	【ワークショップ】和綴じ本をつくろう	26人
	合計	48人

(4) みんなde古文書

江戸時代の版本を読み解きながら、当時の人々のくらしや社会を考える講座。

月日	内容	参加者数
6月2日(日)	名所図会に記された四日市①	48人
7月14日(日)	名所図会に記された四日市②	49人
8月4日(日)	名所図会に記された四日市③	46人
	合計	143人

(5) ミュージアムセミナー

気鋭の研究者による「東西の信仰とそのイメージ」をテーマにした講座。

※各回で要約筆記・手話通訳をつけて実施。

月日	内容	参加者数
5月12日(日)	「日本古代の神祇信仰とそのイメージ」 講師：西宮秀紀(愛知教育大学名誉教授)	42人
6月30日(日)	「聖顔布ーキリストの奇跡的イコンをめぐって」 講師：木俣元一(名古屋大学名誉教授)	43人
9月15日(日)	「仏像の誕生とその歴史」 講師：瀧川和也(三重県総合博物館学芸員)	65人
	合計	150人

(6) 丹羽文雄記念室行事

原作上映会や講演会を通じて、丹羽文雄の作品世界を知る。

※講演会では、要約筆記・手話通訳をつけて実施。

月日	内容	参加者数
4月20日(土)	原作映画上映会「薔薇合戦」	21人

10月12日(土)	講演会「丹羽文雄と故郷」 講師：永井博（四日市大学総合政策学部教授）	35人
合計		56人

(7) 子ども博物館教室

展覧会や博物館に興味をもてるよう、季節にあわせた教室などを行う。対象は小学校中学年～中学生。

月日	内容	参加者数
5月11日(土)	リボンを編んでストラップを作ろう！	25人
6月16日(日)	四日市空襲を語り継ごう	64人
7月20日(土)	ふわふわコットンボールを作ろう！	51人
8月10日(土)	バックヤードツアー	26人
8月24日(土)	ハマグリで作る現代版貝合わせ	15人
合計		181人

(8) 「ベビーカーDAY」

幼児や赤ちゃんとおしゃべりしながら、時には泣いてしまっても気にせず展覧会・常設展を観覧してもらおうイベント。(人数は展覧会観覧者数)

4月21日(日)	2人	8月18日(日)	249人
5月19日(日)	5人	9月15日(日)	18人
6月16日(日)	63人	10月20日(日)	28人
7月21日(日)	153人	令和7年3月16日(日)	128人
合計			646人

(9) 博物館実習(原則として大学4年生・大学院生対象)

8月30日(金)～9月1日(日)および9月3日(火)～9月5日(日)の6日間(5大学8人)

(10) 中学生の職場体験 5校10人

(11) 教員のための博物館研修

- ・夏季教員研修 7月25日(木) 16人
むかしの道具や昭和展の3DVR映像を実際に使いながら、小学3年生の「昭和の暮らし」の学習に活用できる教材を考える。
- ・教職2～3年次 社会体験研修 7～8月のうち2日間 11校18人
博物館の様々な業務を体験し、教育現場で役立ててもらおう。(希望者と日程調整のうえ実施)

(12) ボランティアの養成と協働

博物館ボランティアの登録者数(丹羽文雄記念室語り部ボランティアを含む)は、令和5年度養成者計15人で、研修を含む活動人数は延べ373人だった。

- ・博物館ボランティア(丹羽文雄記念室語り部ボランティアを含む)
登録者数15人 延べ活動者数373人

- ・古文書ボランティア
登録者数6人 延べ活動者数48人

本年度は、新ボランティアの募集と養成をおこない、博物館ボランティア(丹羽文雄記念室

語り部ボランティアを含む) 18人のボランティアが新たに加わった。

(13) ボランティアとの協働

(一般事業) 市民が博物館活動に参加する機会を広く提供するために、特別展・企画展及び学習支援展示におけるボランティア活動の支援を行う。

(本市推進計画) 見学プログラム作成

(14) 講座講師の派遣

地区市民センター等館外で行われる講演会等への講師派遣を実施している。博物館の担うべき教育普及機能としての活動、市民の学習意欲を高めるための活動、また、博物館に親しんでもらうための活動として積極的に対応しているところである。

月日	演題	主催者	参加者数
4月18日	丹羽文雄ゆかりの地散策	シニアサークル「男の囲炉裏端」の会	11人
5月10日	四日市の歴史	四日市大学	172人
8月15日	四日市空襲について	菰野町	51人
9月3日	日本人はなぜ漫画が好きなのか	下野・活き域ネット	60人
9月10日	日本人はなぜ漫画が好きなのか	下野・活き域ネット	63人
9月12日	丹羽文雄が愛した美術	35期会	20人
9月13日	日本人はなぜ漫画が好きなのか	NPO法人みらい自然ファーム	20人
9月17日	日本人はなぜ漫画が好きなのか	下野・活き域ネット	46人
9月26日	丹羽文雄が愛した美術	33期会	30人
10月18日	日本人はなぜ漫画が好きなのか	熟年大学30期会	22人
10月24日	丹羽文雄ゆかりの地散策(崇顕寺→鶉の森公園→丹羽文雄記念室)	33期会	28人
11月21日	心を包む風呂敷	北星高校	27人
11月24日	心を包む風呂敷	北星高校	27人
1月15日	伊勢参宮と四日市	松本ふれあいの会	16人
1月22日	日本人はなぜ漫画が好きなのか	白寿会	39人
2月14日	心を包む風呂敷	古川学園	16人
2月16日	玉井兄弟について	浜田地区子供会育成者連絡協議会/四日市市こどもの家	49人
3月14日	桑名の焼蛤	四日市市市民生活課	52人
3月15日	渋沢栄一と伊藤伝七	四日市市文化課	300人
合計 19回			1,049人

(15) 博物館講座の放送

博物館への来館が困難な方へ当館の活動を広く知っていただくことを目的に、教育普及の一環として一般向け講座を収録し、CTVにて放送した。

講座開催日	放送日	講座名	講師
10月26日(土)	12月1日(日)	学芸員講座「日本美術再見～曾我蕭白は異端か?～」	毛利伊知郎(当館館長)
	12月8日(日)		
	12月15日(日)		
	12月22日(日)		
	12月29日(日)		

(16) 3Dデジタルコンテンツ映像の製作

展覧会の記録をより詳細に残すとともに、学校等で教材としての活用や博物館への来館が困難な方を含め、多くの方へ過去の展覧会を知っていただくことを目的とし令和3年度から学習支援展示を中心に展覧会会場の3DVR映像を製作、博物館ホームページで公開している。

令和6年度は、特別陳列「四日市の生んだ「日本のライト兄弟」玉井兄弟展」の3Dデジタルコンテンツ映像を製作した。

(17) ブックレットの印刷

常設展「時空街道」や「丹羽文雄記念室」の学校活用を進めるため、教職員向けに展示の見どころやポイントを解説するブックレットを作成した。

4 資料収集保存事業

(1) 資料収集と保存

博物館の諸活動のなかで、最も基本となる活動として、各資料の収集を図り、その保存に努めた。

なお、資料収集上の専門事項について審議または、指導・助言を行うため、「資料委員会」を設置している。

(2) 資料燻蒸

資料は受け入れ毎に、随時、燻蒸庫にて燻蒸の後、収蔵した。令和6年度は、文化財IPM(総合的有害生物管理)モニタリングを夏・冬・初春の3回実施し、季節ごとの変化を知ること、虫菌害の発生しにくい環境を維持していくための対策を講じた。

(3) 資料の状況 (令和7年3月31日現在)

	区分	実物・標本	模写模型
1 人 文 科 学 資 料	(1) 考古	1,437	25
	(2) 美術工芸	5,385	25
	(3) 民俗	6,171	17
	(4) 歴史	11,857	60
	(5) 文学	4,939	8
	計	29,789	135

	区分	実物・標本	模写模型
2 自 然 科 学 資 料	(1) 動物資料	0	0
	(2) 植物資料	1,982	0
	(3) 地学資料	131	4
	(4) 理工学資料	0	0
	(5) 天文資料	7	0
	(6) その他	2	0
計	2,122	4	

※資料点数合計 32,050点

(4) 新収蔵資料

令和6年度寄贈資料

番号	資料名	分野	寄贈年月日	件数
1	武井武雄 豆本	歴史	5月14日	1件

2	鳩山一郎額「山静似太古」(1点) 紫檀花台(1点) 唐金花生(1点) 前後赤壁図(2幅1対)	美工	6月5日	4件
3	昭和29年 大協石油四日市製油所火災写真	歴史	6月22日	3件
4	支那事変従軍記章 他	歴史	6月22日	55件
5	マッチ箱	歴史	7月5日	7件
6	南島組 感應丸横幕	民俗	8月7日	1件
7	伊藤利彦作品 ①《カテドラル》水彩・紙、1983年 ②《space 2》エッチング・紙、1992年 ③《イタリア》水彩・紙、1997年 ④《箱の中の空c》ラッカー、ひも、コラージュ、木、1997年 ⑤《箱の中のカテドラル》ラッカー、コラージュ、木、1997年 ⑥《scene》エッチング・紙、1997年	美工	8月16日	6件
8	玉井兄弟関係資料プロペラ	歴史	8月22日	3件
9	飛行帽 他	歴史	8月31日	2件
10	ホーロー看板	民俗	9月13日	2件
11	玉井兄弟写真等関連資料	歴史	10月18日	51件
12	永楽通宝 他	歴史	11月11日	273件
13	大入道 郷土玩具 他	民俗	11月20日	6件
14	法柳寺界限一七ツ屋町一 他	美工	12月20日	55件
15	郵便切手・葉書 他	歴史	1月21日	34件
16	ランドセル	民俗	3月8日	1件
17	丹羽文雄草稿「虹の家族(第三回)」	歴史	3月12日	1件
合計				505件

令和6年度寄託資料

番号	資料名	分野	寄託年月日	件数
1	黒田家関連資料	歴史	6月9日	309件
2	両替商「綿屋」看板(寛永通宝)	歴史	8月6日	1件
3	旅籠「浅草屋」看板	歴史	8月6日	1件
合計				311件

令和6年度購入資料

番号	資料名	分野	購入年月日	点数
1	田村泰次郎草稿『肉塊』第拾六回 ペン書 400字 詰 22枚完	歴史	令和7年 2月27日	1点

2	田村泰次郎葉書 南風會宛 ペン書 昭和 29・8・12(消印)	歴史	2月27日	1点
3	田村泰次郎葉書 南風會宛 ペン書 昭和 29・2・9(消印)	歴史	2月27日	1点
4	田村泰次郎草稿「ひとりの人原精一」	歴史	2月27日	1点
5	丹羽文雄草稿『遺産に就いて』ペン書 400字詰 6枚完	歴史	2月27日	1点
6	丹羽文雄草稿『感想』ペン書 400字詰 3枚完	歴史	2月27日	1点
7	丹羽文雄葉書 竹村担宛 ペン書 昭和 12・5・25(消印)	歴史	2月27日	1点
8	丹羽文雄草稿「あの晩の月」	歴史	2月27日	1点
9	近藤啓太郎草稿「父っちゃん坊や」	歴史	2月27日	1点
合計				9点

5 調査研究事業

(1) 調査研究

学芸員の博物館専門職員としての資質を高め、専門分野の学術的研究をはじめさまざまな知識を享受し、特別展示の開催等、多くの事業に資するため、各種情報の収集に努めつつ、調査研究活動を行っている。今後も常設展示、特別展示等の充実、教育普及事業の活発化、各専門分野における自己研鑽に努めつつ、他の博物館や公共機関等の調査研究活動への協力、資料収集、展示等への技術的指導と助言・援助、また、いろいろな施設で開催される各種の講演会等への講師派遣など研究成果の還元を図っている。そのため、館及び分野ごとの共通テーマに基づいた年度ごとの課題調査、学芸員個別の研究テーマによる調査、企画・特別展示に向けた事前の調査など、博物館の諸活動を支える基礎的活動を活発に展開していきたいと考えている。

課題調査

市内所在資料・コレクション等調査
 岩野見司旧蔵考古資料調査
 次年度以降企画・特別展示調査
 昭和のくらし道具調査
 江戸期から明治期の四日市の景観の研究調査
 教育普及事業(ワークショップ・学習支援展示)調査

研究成果発表

廣瀬毅(当館副館長)
 「四日市の雅称「泗水」の由来について」『研究紀要(当館HP)』

森拓也(企画普及係学芸員)
 「楠町本郷におけるホンゴウソウの発見から現在に至る経緯及び移植の可能性について」『研究紀要(当館HP)』

森拓也(企画普及係学芸員)
 「四日市とその周辺地域に伝わる郷土食文化について」『研究紀要(当館HP)』

(2) 館蔵資料の翻刻作業

古文書ボランティアによっておおよそ月2回当館にて活動いただいている。本年度の活動回数は、全8回、参加人数は延べ48人であった。その成果については今後発表して

いく予定である。また翻刻にあたっては、中京大学名誉教授播磨良紀氏及び中京大学等の近世史研究者の指導を得ている。

2 プラネタリウム事業

1 GINGA PORT 401

博物館5階フロアを宇宙の港、銀河ポート401と位置づけ、「地球から見た宇宙」という視点だけでなく、「宇宙からみた地球、宇宙からみた四日市」という新たなまなざしで、私たちの星である「かけがえのない地球」を見つめ直すことをコンセプトとしている。宇宙と地球環境を柱に据えたプラネタリウム事業を展開している。



- (1) コズミックギャラリーにはJAXAコーナーを設け、宇宙服のレプリカやJAXAから貸与を受けている宇宙食、ロケット打上げPR用ポスターなどを展示し、地球環境をテーマとした宇宙から見た地球の映像を映し出している。また、プラネタリウム番組に合わせてパネル展示や番組のあらすじを映像で紹介した。
- (2) コズミックラウンジには、旧プラネタリウム投映機を展示し、光学式投映機での星の映し方について解説するコーナーを設けている。天文ボランティアと協働で定期的にワークショップ(ガリレオ教室や天文ボランティア工房)を開催した。
- (3) プラネタリウムドームを宇宙船(コズミッククルーザー)と位置づけ、宇宙船に乗って宇宙から見た星空や宇宙の旅を楽しむことができる。1億4000万個以上の星を映し出す投映機ケイロン401を生かした星空解説を行っている。
- (4) プラネタリウムの各機器を制御するコンピューター類に不具合が生じ、部品も製造終了で入手不可能となったことから、令和7年度に計画していたシステム更新を前倒して実施した。あわせて、遮音室、地球環境ギャラリー及びヘリオス展示用のプロジェクター合計9台の更新を行った。
機器のリニューアルから9年が経過し、機器類の劣化が顕著に表れてきている。当館のコンセプトでもある宇宙からみた美しい地球や宇宙の姿を高精細な映像で映し出すために、現状に合わせた長期保全計画に従ってメンテナンスを行い、施設の維持管理を行っていく必要がある。

2 プラネタリウム投映事業

季節に合わせた2種類の番組(一般、ファミリー)を投映した。一般番組(春)については、四日市オリジナルの番組を制作委託した。

特別番組では、子育て支援の一環として幼児とその保護者を対象にした幼児番組「はじめてのプラネタリウム」を投映した。またバリアフリー対応として、3種類の番組(一般、ファミリー、夜間特別)の字幕付き投映を期間中に1回ずつ行うほか、ドーム内にある「遮音室」、「ヒアリンググループ」、「ホワイエの階段昇降機」を有効に活用することができた。

<季節番組のタイムテーブル>

投映時間	ファミリー番組	ファミリー番組	一般番組	一般番組	ファミリー番組	夜間特別番組
平日	/		/		14:20	15:35
土・日・祝 学校園 長期休暇期間	10:05	11:20	13:05	14:20	15:35	<土曜限定> 18:20

(1) 季節番組 (料金:一般 550 円 高・大生 390 円 小・中生 210 円 幼児無料)

放映期間	番組名	放映日数	放映回数	観覧者数
春番組 令和 6 年 3月12日(火) ～6月2日(日) 72日間	ファミリー番組「プラネタリウムでチョコちゃんに叱られる！チョコとキョエの宇宙大冒険！無知との遭遇」 令和 6 年度分	54 日間	96 回	2,342 人
	全期間(3月12日～6月2日)	(72 日間)	(132 回)	(3,687 人)
	一般番組「いのちの源～コズミッククルーザーで行く 驚異の太陽～」 令和 6 年度分	<u>54 日間</u>	77 回	1,758 人
	全期間(3月12日～6月2日)	(72 日間)	(105 回)	(2,451 人)
夏番組 6月11日(火) ～9月1日(日) 73日間	ファミリー番組「ゲゲゲの鬼太郎 河童のテラフォーミング」	73 日間	158 回	7,527 人
	一般番組「MMX 火星衛星探査計画」	<u>73 日間</u>	118 回	5,526 人
秋番組 9月10日(火) ～10月31日(木) 45日間	ファミリー番組「かいけつゾロリ ～うちゅうの勇者たち～」	45 日間	69 回	2,988 人
	一般番組「宇宙交響曲 138 億年をめぐる旅」	<u>45 日間</u>	60 回	2,459 人
春番組 令和 7 年 3月1日(土) ～6月1日(日) 80日間	ファミリー番組「名探偵コナン 灼熱の銀河鉄道」	26 日間	51 回	2,930 人
	全期間(令和 7 年 3 月 1 日～6 月 1 日)	(80 日間)	(132 回)	(3,687 人)
	一般番組「宇宙美術館 はるかなる宇宙望遠鏡の旅」 令和 6 年度分	<u>26 日間</u>	40 回	928 人
	全期間(令和 7 年 3 月 1 日～6 月 1 日)	(80 日間)	(105 回)	(2,451 人)
合計	令和 6 年度	198 日間	836 回	26,458 人

※放映合計日数 198 日間は下線日数から算出している。

■担当者所感

○春番組

ファミリー番組「プラネタリウムでチョコちゃんに叱られる！チョコとキョエの宇宙大冒険！無知との遭遇」

本番組は、NHKの人気番組がプラネタリウム版となった番組で、宇宙に関する素朴な疑問をわかりやすく解説する内容であった。ファミリー層の観覧が多い中、50代以上の観覧者も多かったのが特徴的であった。アンケートでは「子供でも分かりやすい。」「アニメ感覚で宇宙について学ぶことができるともよかった。」などの声をいただいた。

今後も番組や解説、また番組に登場する親しみやすいキャラクターを通して、天文について興味を持ってもらえるような番組を放映していきたい。(天文係 加藤敦子)



一般番組「いのちの源 ～コズミッククルーザーで行く 驚異の太陽～」

本番組は、制作委託による四日市オリジナルの番組であった。地球上の生き物にとって、生命の源である太陽をテーマに取り上げた。太陽とはいったいどのような天体なのか、その謎を探るべく宇宙船に乗り込み太陽探査に出かけるという内容であった。

アンケートでは95%の方が「良かった」と評価しており、「太陽賛歌かと思って見たら地球賛歌だった。太陽についても知ることができてよかった。」「奇跡の惑星地球にうまれて過ごせていることに感謝できる機会になってよかった。」「太陽フレア等、最近話題になっている内容で良かった。」という声をいただいた。

今後も宇宙をテーマとした内容で当館の機器の性能を十分に発揮できる番組を制作していきたい。(天文係 加藤敦子)



○夏番組

ファミリー番組「ゲゲゲの鬼太郎 河童のテラフォーミング」

ともに宇宙(火星)を目指す夢を抱いたJAXA職員の山本と河童のカー助の成長を描いた番組であった。水木しげるの生誕100周年とプラネタリウム100周年の連動記念企画として制作されたものでもある。夏休み期間ということもあり、子どもから大人まで、幅広い年齢層の方々が観覧されていた。

アンケートでは「私たちの未来になるかもしれないことが題材だったので興味深かった。」「こどもが好きなキャラクターを使って説明するととても喜んで集中して見ます。」「すごく面白かった。」などの声をいただいた。

今後も年齢関係なく楽しめる番組を放映していきたい。(天文係 菅珠実)



一般番組「MMX 火星衛星探査計画」

はやぶさ2に続く火星衛星探査計画MMXミッションを描いた作品であった。MMXミッションは、「はやぶさ」「はやぶさ2」のMMXのミッション紹介にとどまらず、はやぶさ2が持ち帰ったリュウグウのサンプル解析の結果や、人類と宇宙のかかわりという広い視野で宇宙探査の意義を描き出していた。また、MMX探査機だけでなく、これまでの「のぞみ」「あかつき」「はやぶさ2」などの探査衛星の挑戦の歴史についても触れた番組であった。

アンケートでは78%の方が「良かった」、21%の方が「ふつう」と評価しており、「これまでの宇宙への挑戦と、これからも発展していく探査機についてもよく分かった。」「MMXを見て感動した。」「ニュースでやっていたことを詳しく解説されていたのでとても興味がわいた。」「専門的な事柄を分かりやすく感動的で美しい映像、美しい音楽により表現されていて素晴らしかった。」という声をいただいた。

今後もこうした宇宙への魅力を感じる番組を放映していきたい。(天文係 菅珠実)



○秋番組

ファミリー番組「かいけつゾロリ ～うちゅうの勇者たち～」

ゾロリたちが宇宙に行って、怪獣退治をするという冒険物語の番組であった。宇宙などに関する直接的な内容は少なめではあったが、宇宙から地球に帰還できるかハラハラドキドキするようなストーリー展開の作品で多くの方に楽しんでいただけた。

アンケートでは「子供たちには怖いシーンもあったのですが、楽しんでいました。」「とても面白かった。」「もう少し星に関係があるストーリーが望ましかったです。」などの声をいただいた。

今後も子ども達が宇宙に興味を持てるような学習要素のある番組を放映していきたい。(天文係 菅珠実)



一般番組「宇宙交響曲 138億年をめぐる旅」

この番組は、138億年前の宇宙のはじまりから、太陽系と地球の誕生、人類初の月面着陸から50年後の宇宙への旅までを、16チャンネルによるオーケストラの演奏と高精細な8Kデジタル映像で制作した、壮大な宇宙を音楽とともに体験する四日市オリジナルの番組であった。NHKと共同で制作し

当館の機能をフルに発揮させた内容の番組であった。今回は令和4年度の春番組として放映したものを夏番組として再放映した。

アンケートでは72%の方が「良かった」、26%の方が「ふつう」と評価しており、「大好きな番組でまた見に来ました。」「音楽が大迫力で映像とも合わさっていてよかった。」「感慨深かった。」「様々なことを知れて勉強になりました。」という声をいただいた。

今後も宇宙をテーマとした内容で機器の性能を十分に発揮させた番組を制作していきたい。(天文係 菅珠実)



(2) 特別番組

① 夜間特別番組 (料金：季節番組と同様 放映日時：毎週土曜日 18:20～19:15)

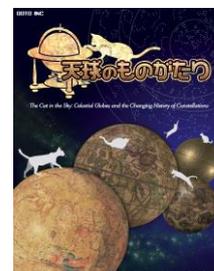
放映期間	番組名	放映回数	観覧者数
令和6年3月16日(土) ～6月1日(土)	天球のものがたり 令和6年度分	9回	262人
	全期間(3月16日～6月1日)	(10回)	(281人)
6月15日(土)～8月24日(土)	ハナビリウム～花火って、なんであるの?～	10回	1,047人
9月21日(土)～10月26日(土)	コズミックフロント ファーストスター誕生	6回	295人
令和7年3月1日(土) ～3月22日(土)	WE ARE GUARDIANS 地球を救う人工衛星	4回	93人
合計	令和6年度	29回	1,697人

■担当者所感

夜間特別番組 春「天球のものがたり」

世界有数の「天球儀」コレクションで知られるフランス国立図書館所蔵の「天球儀」をデジタルデータ化し、高精細で美しい天球儀の内部へ入り込みながら、星座の移り変わりを体感する番組であった。

アンケートでは、99%の方が「良かった」と評価しており、「色々な理由から作られた星座があると分かって面白かった。」「星座のこと、歴史がよく分かった。想像の翼を広げて自分の星座をつくる。素晴らしいこと。猫がかわいらしく素敵な話だった。」など好評であった。(天文係 加藤敦子)



夜間特別番組 夏「ハナビリウム ～花火って、なんであるの?～」

火薬の子どもが花火になるために学んでいく物語。番組の最後で花火会場の打ち上げ場所から撮られた全天周の花火の映像は圧巻であったが、その美しさもさることながら、当館の低音の音響設備の良さから、本物の花火を見ているように体に響いてくる臨場感を演出することができた。

アンケートでは「まさか平和学習の内容だとは思わなくて、色々考えさせられた。最後の花火を見て、戦争体験者の方が花火大会を怖がるエピソード、こういうことかと思った。子どもにも平和を考えるいい機会になったと思う。」「花火のしくみがよく分かりました。花火大会になかなか行けない人にも良いと思います。」など好評であった。(天文係 加藤敦子)



夜間特別番組 秋「コズミックフロント ファーストスター誕生」

NHKの人気科学番組コズミックフロントのプラネタリウム版であった。宇宙がどのように生まれ、成長してきたのかについてわかりやすく解説されており、科学好きの大人も満足できる番組であった。



2015年制作の番組であったため、アンケートでは「内容が古い。」「最新の情報があると更に良かった。」という感想があった。(天文係 加藤敦子)

② 幼児番組 はじめてのプラネタリウム (料金：季節番組と同様 放映日時※)

月日	番組名	放映回数	観覧者数
4月21日(日)、4月29日(月・祝)、 5月3日(金・祝)、5月4日(土・祝)、5月5日(日・祝)、 5月19日(日)、6月16日(日)、7月15日(月・祝)、 7月21日(日)、8月11日(日・祝)、8月18日(日)、 9月15日(日)、9月16日(月・祝)、9月22日(日・祝)、 10月14日(月・祝)、10月20日(日)、3月16日(日)、 3月20日(木・祝)	前半 導入番組 星座の森 の動物たち 後半 配給 しまじろうと たんじょうびのおほ しさま	26回	2,906人

※三重県の日(第3日曜日)のベビーカーDAYにあわせて実施。

ベビーカーDAYは10:05の回と11:20の回の2回放映。

GW、祝日は10:05の回の1回放映。

※放映回のファミリー番組は中止。

③ 環境番組 (料金：無料 放映日時：4の付く日曜・祝日 14:20～15:15)

月日	番組名	放映回数	観覧者数
4月14日(日)、5月4日(土・祝)、7月14日(日)、 8月4日(日)、10月14日(月・祝)	時空街道ツアー e x 「宇宙から見た地球」	5回	207人

※時空街道ツアー e xの参加者向けの当館オリジナル番組。放映回の一般番組は中止。

※時空街道ツアー e xの参加者枠を40人とし、それ以外は当日観覧者枠。

(3) 学習放映

①天体学習プログラム (保育園、幼稚園、小・中学校、特別支援学校等の団体利用)

平日①9:50～10:35、②11:00～11:45、③13:15～14:00

季節の星座を中心に年齢・学年に応じた、生解説による双方向型の学習用プラネタリウム放映

対象	テーマ	校数	観覧者数
保育園・幼稚園・ 認定こども園	4月～5月 春の動物の星座のお話	79園	2,968人
	6月～7月 七夕物語		
	9月～10月 お月さまのお話		
	11月～12月 アンドロメダ姫物語		
	1月～3月 冬の星とオリオン座物語		
小学校	4月～5月 星座クイズに挑戦!	19校	1,268人
	6月～7月 星座早見盤の使い方と夏の大三角		
	9月～10月 月の動き(小4)、月と太陽(小6)		
	11月～3月 オリオン座の動きと冬の大三角		
	1月～3月 自然とともに生きた昭和の暮らし(小3)		

中学校	通年	地球とその外側の世界 太陽と恒星の動き 月と金星の動きと見え方 ※季節の星空解説を含む	9校	560人
特別支援学校 ・学級	通年	季節の星空と宇宙 ケンタの星さがし ポワンとフーニャンの宇宙調査隊	8校	142人
その他の学校など	通年	季節の星空と宇宙	8団体	316人
合計		放映回数 93回	123校	5,254人

②環境学習プログラム(小・中学校などの団体)

平日①9:50～10:20、②11:00～11:30、③13:15～13:45

四日市公害と環境未来館との連携によるプログラム

対象	テーマ	校数	観覧者数
小学校	1. アースメッセージ ～かけがえのない惑星(ほし)～ 2. アースシンフォニー 光と水が奏でる空の物語	10校	665人
中学校		0校	0人
その他の学校など		0団体	0人
合計	放映回数 10回	10校	665人

※番組は1、2を学校の希望により選択する。

※未来館との連携による市内中学3年生の学校団体受け入れは、カリキュラムに合わせた45分間の天体学習プログラムも選択できる。

③学習支援展示学習プログラム(小・中学校などの団体)

平日①9:50～10:20、②11:00～11:30、③13:15～13:45

企画展(学習支援展示)に関する学習プログラム

6、7月 戦時下で輝いた星

2、3月 自然とともに生きた昭和の暮らし

※令和6年度は申し込みなしのため実施なし。

(4)プラネタリウムイベント

①宇宙塾(時間:18:20～20:00)

月日	内容	講師	観覧者数
8月10日(土)	火星衛星探査計画MMXが探る太陽系の謎	岩田隆浩(JAXA 国際宇宙探査センター火星衛星探査機プロジェクトチーム准教授)	71人
9月14日(土)	彗星の故郷とその素顔に迫る-多種多様な太陽系小天体への誘い-	布施哲治(国立天文台天文情報センター天文保時室長)	46人
		合計	117人

②特別企画

月日	タイトル	時間	講師	観覧者数
8月3日(土) 4日(日)	プラネタリウム・ファミリーステージ「火星からのメッセージ?!」	10:05～ 11:00	伊藤達郎・長島詩織(天文係)	197人

8月31日(土)	そらんぼで星空散歩1	18:20～ 19:15	北原里穂(天文係 学芸員)	12人
10月5日(土)	プラネタリウムライブ 「ラストラーダカンパニー～星空の 道化師～」	10:05～ 11:45	伊藤達郎・長島詩 織(天文係)	120人
3月29日(土)	そらんぼで星空散歩2	18:20～ 19:15	脇谷天音(天文 係)	30人
合計				359人

(5) その他投映

研修・視察等に関する投映 合計 88人
 四日市市役所新規採用者研修 68人
 地球環境塾 20人

3 天文教育普及事業

(1) 移動天文車「きらら号」事業(料金:市内は無料)
 天文ボランティアの協力を得て観望会を実施。



① 派遣事業

要請により市内各地へ出動して観望会を行った。天候不良による観望会中止時で希望する団体には、天文教室を実施した。
 ボランティア参加数 56人(延べ人数)

予定	実施	天文教室	中止	参加者合計
20回	11回(947人)	1回(45人)	8回	992人

② 主催事業

季節に見頃の惑星などの観望会を、三滝公園で実施した。対象は子どもから大人まで。
 ボランティア参加数 39人(延べ人数)

予定	実施	中止	参加者合計
10回	5回	5回	327人

月日	時間	内容	参加者数
4月27日(土)	13:00～15:00	太陽を見よう	天候不良のため中止
5月25日(土)	20:00～21:30	アークトゥルスを見よう	60人
6月22日(土)	20:00～21:30	アークトゥルスを見よう	天候不良のため中止
7月27日(土)	20:00～21:30	アンタレスを見よう	天候不良のため中止
8月24日(土)	19:30～21:00	夏の星を見よう	30人
9月28日(土)	19:30～21:00	土星を見よう	天候不良のため中止
10月26日(土)	19:00～20:30	土星を見よう	天候不良のため中止
11月23日(土・祝)	19:00～20:30	木星・土星を見よう	104人
1月25日(土)	18:30～20:00	惑星を見よう	76人

2月22日(土)	18:30～20:00	惑星を見よう	57人
----------	-------------	--------	-----

(2) 公開観望会

移動天文車「きらら号」が出動しない観望会

月日	時間	内容	場所	参加者数
8月12日(月・祝)	20:00～22:00	ペルセウス座流星群観望会	伊坂ダム	140人
12月14日(土)	18:00～19:30	冬の星空観望会		30人
合計				170人

(3) コズミックスクール 場所：講座室

月日	時間	内容	参加者数
8月13日(火)	製作 15:00～17:00	天体望遠鏡の製作と月の観察	20組
	観察 17:00～18:00		40人

(4) 教員のための博物館研修（天文教育研修）

月日	時間	内容/対象	講師	参加者数
8月6日(火)	9:00 ～12:30	天文工作教室～触ってイメージする宇宙の立体感～ /小・中学校教員	船越浩海（生涯学習センターハートピア安八天文台長）	37人

(5) 学校連携事業

市内中学生を対象に、プラネタリウム夏番組を学習として活用できる学習参加券（無料観覧券）の配付を希望校のみ、かつ夏休み期間のみの利用に限って配布した。希望校：全校（22校）

校数	配付枚数	利用枚数	利用率
22校	2,583枚	1,432枚	55%

(6) JAXA連携事業 四日市こども科学セミナー 場所：講座室

月日	時間	内容	講師	参加者数
7月20日(土)	13:30 ～16:00	JAXA コズミックカレッジ in 四日市「ペーパースチロールで飛ぶものをつくろう」	砂田茂（名古屋大学大学院工学研究科教授）	23組 45人

(7) ガリレオ教室

場所：コズミックラウンジ 時間：11:00～11:20、14:00～14:20

ボランティア参加数 55人（延べ人数）

月日	内容	参加者数
4月14日(日)	太陽の「かさ」ってなあに？	33人
5月12日(日)	星のなぞなぞ・クイズ大会	23人
7月14日(日)	MMX 火星の月サンプルリターン	37人
8月11日(日)	彗星と流星	34人
10月13日(日)	月	25人

令和7年3月9日(日)	天体写真	31人
		合計 183人

※6月、9月、11月～2月は開催日が整備休館期間中のため開催なし。

(8) 天文ボランティア支援事業

天文ボランティアが主体的に実施する事業を支援した。

- ① 天文ボランティア学習会 (全5回実施 参加者 47人)
- ② 天文ボランティア主催観望会
- ③ 天文ボランティア工房(全7回実施 参加者 436人)
ボランティア参加数 51人

(9) 天文ボランティア養成講座

天文ボランティアの新規募集をして、連続講座により令和7年度からの活動をしてもらえるようにボランティアの養成を行った。参加者数：5人

月日	内容	講師
令和7年 2月15日(土)	ボランティア活動概要説明	四日市市社会福祉協議会ボランティアセンター職員
2月22日(土)	天文学入門	幅良統(愛知教育大学教育学部准教授)
3月1日(土)	天文ボランティア活動の心得	杉浦裕紀(豊橋市視聴覚教育センター)
3月9日(日)	天体望遠鏡入門	伊東大輝(株式会社Vixen)
3月15日(土)	ボランティアの具体的な活動について 望遠鏡の使い方の復習 ボランティア仮登録	博物館天文係・天文ボランティア

3 ミュージアムショップ

来館者へのサービス提供の一環として開店しており、令和3年度からは直営から外部委託による運営方法へ変更した。委託業者はアクティオ株式会社。

ミュージアムショップは、当博物館だけでなく、四日市公害と環境未来館を合わせた「そらんぼ四日市」としての普及活動としての側面を持ち、展覧会図録や研究紀要、専門書、関連グッズなどを販売している。

令和6年度は、販売商品としては、通年販売のものだけでなく、各展覧会やプラネタリウムの番組内容に合わせ、短期契約の商品の選定・販売を行った。

特に、特別展「英国王室に咲く ボタニカルアートとウェッジウッド」や特別展「木工作家つちやあゆみ 木とメロディーの世界」において、展覧会オリジナル商品を販売し好評いただいた。また、プラネタリウムの番組に合わせて「ゲゲゲの鬼太郎」「かいけつゾロリ」等の関連商品を販売した。

さらに、博物館オリジナル商品として、「東海道五拾三次之内 四日市 三重川」をモチーフにした「オリジナル付箋」を制作し、販売を開始した。



なお、令和6年11月1日から令和7年2月28日まで、工事による整備休館のため運営を一時休止した。令和7年3月1日からはキャッシュレス決済を導入のうえ、運営を再開した。

来店者数と販売状況

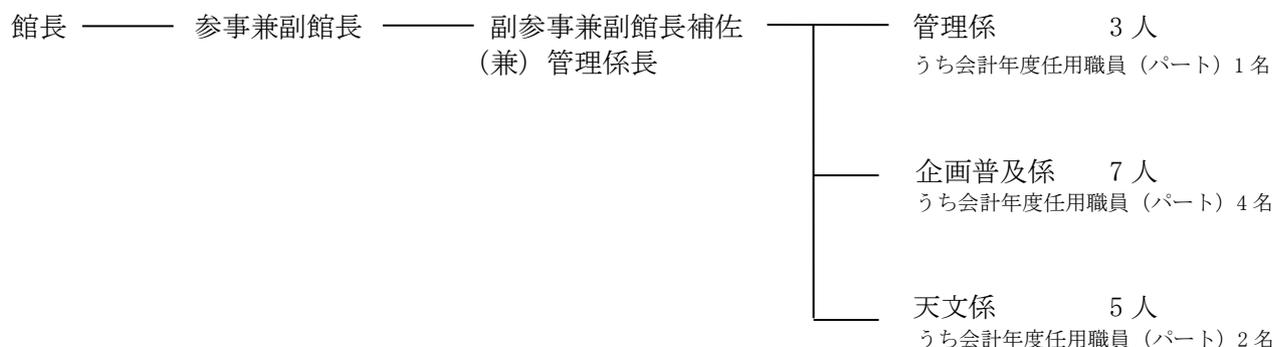
年度	来店者数	購入人数	販売総額	購入単価
平成28年度	一人	5,889人	5,765千円	979円
平成29年度	28,842人	5,117人	8,469千円	1,655円
平成30年度	32,304人	4,929人	6,007千円	1,219円
令和元年度	30,110人	6,080人	9,794千円	1,461円
令和2年度	15,574人	3,323人	4,424千円	1,306円
令和3年度	22,263人	5,013人	8,514千円	1,698円
令和4年度	23,037人	5,565人	11,062千円	1,988円
令和5年度	31,190人	8,730人	20,750千円	2,377円
令和6年度	20,964人	4,504人	6,206千円	1,378円

II 管理・運営

1 組織

(1) 職員構成

(令和7年3月末現在)



(2) 事務分掌

[管理係]

- (1) 博物館事業の調整及び運営に関すること。
- (2) 調査、統計及び報告に関すること。
- (3) 博物館協議会に関すること。
- (4) 施設の維持管理及び館内の秩序維持に関すること。
- (5) 施設の使用許可に関すること。
- (6) 観覧券の発売及び入館者の受付、案内等に関すること。
- (7) 館の庶務に関すること。

[企画普及係]

- (1) 特別展示の企画及び開催に関すること。
- (2) 常設展示及び特別展示の利用者への説明、指導等に関すること。

- (3) 博物館資料の収集、保管、展示、貸出及び利用に関すること。
- (4) 博物館資料の調査研究及び報告書の刊行頒布等に関すること。
- (5) 講演会、講習会、研究会等の開催に関すること。
- (6) 博物館資料の購入、受贈及び受託に関すること。
- (7) 博物館の広報に関すること。

[天文係]

- (1) プラネタリウムの映写及び天体観測に関すること。
- (2) 天文知識の普及及び啓発に関すること。
- (3) 天文資料の収集、保管、展示及び調査研究に関すること。
- (4) 移動天文車に関すること。

2 予算(当初予算)

令和6年度

[歳入]

(単位:千円)

科目			予算額
使用料及び手数料			
使用料			
教育使用料	博物館使用料	博物館観覧料	8,410
社会教育使用料		プラネタリウム観覧料	10,023
		施設使用料	145
		特殊器具使用料	1
	楠歴史民俗資料館使用料	敷地占用料	1
		施設使用料	1
手数料			
教育手数料	博物館手数料	博物館資料特別利用手数料	1
社会教育手数料			
財産収入			
財産運用収入			
著作権等運用収入	プラネタリウム番組著作権利用許諾料	プラネタリウム番組著作権利用許諾料	184
著作権等運用収入			
財産売払収入			
物品売払収入	市史等売払収入	図録等	1,854
物品売払収入			
諸収入			
雑入			
雑入	教育費雑入 各種講座受講料 その他雑入	博物館事業費助成金	1,000
雑入		展覧会行事・教室等参加料	350
雑入		各種現行執筆料	1
計			21,971

[歳出]

(単位:千円)

科目	予算額	管理運営	設備維持 管理費・ 展示設備 維持管理費	調査 研究	展示開催	資料収集	教育 普及	プラネタリウム 映写・ 維持管理費	天文普及・ 移動 天文車 維持管理	楠歴史民俗 資料館
報酬	15,854	12,638								3,216
職員手当等	3,399	3,399								
報償費	1,077	111		194	166	48	148	322	28	60

旅費	1,684	1,191		146	30	42	3	180	45	47
需用費	137,945	31,833	6,384	12	2,175	228	649	95,380	510	774
役務費	4,808	1,690		10	1,998	13	407	611		79
委託料	156,742	28,841	100,353		10,137	2,486	832	11,429	1,059	1,605
使用料及び賃借料	21,513	1,858	598			407		18,512		138
工事請負費	770,100		770,100							
備品購入費	2,212	500				877		736		99
負担金補助及び交付金	9,551	71		43	9,427			10		
計	1,124,885	82,132	877,435	405	23,933	4,101	2,039	127,180	1,642	6,018

3 博物館協議会

四日市市立博物館協議会は、博物館の運営に関して館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、博物館法及び四日市市立博物館条例の規定に基づき設置されるもので、平成5年6月1日付けで委員17人(定数20人以内)を委嘱(任期2年)して発足した。令和6年度委員は下表のとおりである。なお、令和6年度協議会は3回開催した。

- 第1回 令和6年7月24日(水) 15:00～17:00
議題:①任命状の交付
②自己紹介
③令和6年度4月～6月事業実施状況について
④令和7年度の事業について
⑤30年の総括と今後について
- 第2回 令和6年12月9日(月) 15:00～17:00
議題:①令和6年10月までの事業実施状況について
②令和7年度の事業について
③30年の総括と今後について
- 第3回 令和7年3月23日(日) 13:30～15:30
議題:①令和6年度事業実施状況について
②令和7年度事業実施計画案について
③30年の総括と今後について(答申)

[四日市市立博物館協議会委員]

令和7年3月31日現在

	氏名	職名
学校教育関係	山梨 裕子	四日市市小学校長会代表
	稲毛 弥生	四日市市中学校長会代表
	佐藤 敦子	四日市市公立園長会代表
	相馬 哲	私立学校代表
社会教育関係	諸戸 靖	四日市市自治会連合会代表
	竹下 すま子	四日市市社会教育委員代表
	伊藤 鈴子	四日市市立博物館ボランティアの会代表(博物館)
	中井 啓二	四日市市立博物館ボランティアの会代表(天文)

学識経験者	鬼頭 浩文	四日市市文化財保護審議会代表、四日市大学副学長
	播磨 良紀	中京大学名誉教授
	伊藤 信成	三重大学教育学部長
	北原 政子	元名古屋科学館天文主幹
	秦 昌弘	学校法人皇學館理事
家庭教育の向上に資する活動を行う者	金山 知子	四日市市PTA連絡協議会代表

4 施設の利用

当館の施設の利用については、四日市市立博物館条例第5条により、特別展示室及び講座室を博物館の設置目的に反せず、博物館事業に支障のない範囲において、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するものについて利用を許可している。令和6年度実績は、以下のとおりである。なお、四日市市及び四日市市教育委員会の利用実績については記載を省略している。

[特別展示室]

- ・第45回墨友会書作展
令和7年3月27日(木)～令和7年3月30日(日) 墨友会

5 施設の管理

令和6年11月1日から令和7年2月28日まで休館し、以下のとおり設備改修を行った。

- ・受水槽ほか更新工事
施工業者 北勢電気株式会社
- ・受変電及び発電機設備更新工事
施工業者 大東電気株式会社
- ・エレベーター改修工事
施工業者 東芝エレベータ株式会社
- ・特別展示室改修ほか工事
施工業者 株式会社須崎工務店
- ・LED照明設備導入
施工業者 NTT・TCリース株式会社

6 関連出版物の発行

- ・年報第31号(A4 53頁) 令和6年7月18日発行(当館HPで公開)

7 利用状況

令和6年4月1日～令和7年3月31日の利用状況は以下のとおり。

(1) 常設展観覧者数(無料)

月	開館日数	小中		園児		他団体		引率者	小中以下	大人・高大	観覧者計
		校	人数	園	人数	数	人数				
4	25	1	24	0	0	3	67	6	588	1,494	2,179
5	27	9	571	2	59	0	0	92	603	2,650	3,975
6	20	12	969	8	177	7	160	106	780	1,902	4,094
7	26	7	338	9	157	10	352	87	1,481	2,387	4,802
8	28	0	0	0	0	1	33	54	3,105	4,336	7,528
9	19	14	576	0	0	4	109	57	1,167	2,451	4,360
10	27	36	1,650	2	55	6	169	165	754	2,791	5,584
11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	26	3	137	9	116	6	197	59	1,345	2,621	4,475
合計	198	82	4,265	30	564	37	1,087	626	9,823	20,632	36,997

※受変電及び発電機設備等更新工事による整備休館 11月1日～令和7年2月28日

(2) 特別展観覧者数

会期	有料観覧者										無料観覧者								観覧者合計		
	個人		団体割引(2割引)		減免(5割引)		減免(5割引)の団体		有料観覧者計	小中		園児		他団体		引率者	小中以下	招待券		無料観覧者計	
	一般	高大	一般	高大	一般	高大	一般	高大		校	人数	園	人数	数	人数						
①	44	2,049	82	14	1	129	5	4	0	2,284	0	0	0	0	0	0	197	1,132	1,329	3,613	
②	45	3,945	43	53	0	169	4	3	0	4,217	0	0	0	0	1	4	6	5,149	1,034	6,193	10,410
合計	89	5,994	125	67	1	298	9	7	0	6,501	0	0	0	0	1	4	6	5,346	2,166	7,522	14,023

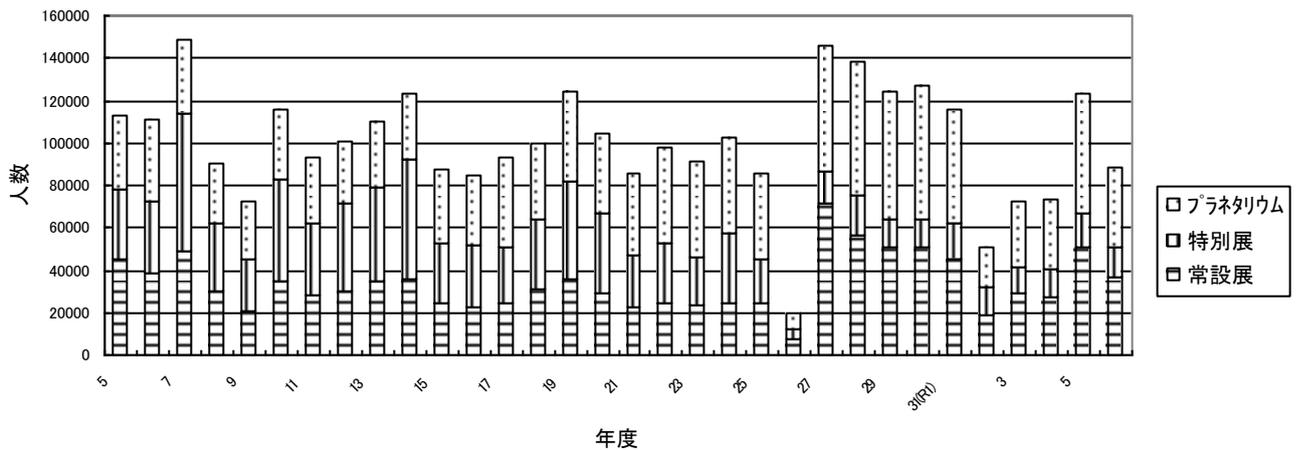
①英国王室に咲くボタニカルアートとウェッジウッド～植物画のおいたち～

②木工作家つちやあゆみ 木とメロディーの世界

(3) プラネタリウム観覧者数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計		
投映回数	94	99	96	121	135	74	102	0	0	0	0	115	836		
有料観覧者	個人	一般	826	1,101	1,068	1,883	2,844	1,586	1,127	0	0	0	0	1974	12,409
		高	64	106	166	79	238	75	61	0	0	0	0	249	1,038
		大中小	412	363	507	992	1,840	759	433	0	0	0	0	1094	6,400
	(2割引)	一般	17	28	35	50	88	41	66	0	0	0	0	75	400
		高	0	3	2	0	1	4	0	0	0	0	0	3	13
		大中小	11	20	189	69	177	167	300	0	0	0	0	37	970
	(5割引)	一般	52	70	70	143	111	61	64	0	0	0	0	100	671
		高	0	1	2	18	14	5	3	0	0	0	0	3	46
		大中小	13	11	19	56	54	23	21	0	0	0	0	20	217
	(5割引)	一般	2	0	8	5	7	3	10	0	0	0	0	15	50
		高	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3
		大中小	0	1	16	13	2	3	2	0	0	0	0	1	38
	特別投映	0	0	0	0	0	0	120	0	0	0	0	0	120	
	有料合計	1,397	1,704	2,083	3,309	5,376	2,727	2,208	0	0	0	0	3,571	22,375	
無料観覧者	小中	校	1	7	5	5	0	4	12	0	0	0	0	4	38
		人数	24	436	198	252	0	57	517	0	0	0	0	237	1,721
	園児	園	0	5	33	20	0	1	8	0	0	0	0	14	81
		人数	0	224	1,185	743	0	35	288	0	0	0	0	243	2,718
	他団体	校	0	0	1	5	0	2	0	0	0	0	0	2	10
		人数	0	0	35	242	0	70	0	0	0	0	0	48	395
	引率者	2	60	160	104	0	35	114	0	0	0	0	94	569	
	幼児	312	311	442	744	1,003	737	489	0	0	0	0	633	4,671	
	招待券	298	398	357	809	1,784	530	1,007	0	0	0	0	119	5,302	
	特別投映	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
無料合計	636	1,429	2,377	2,894	2,787	1,464	2,415	0	0	0	0	1,374	15,376		
月合計	2,033	3,133	4,460	6,203	8,163	4,191	4,623	0	0	0	0	4,945	37,751		

(4) 観覧者数推移



年度	5	6	7	8	9	10	11	12
常設展	44,996	38,881	48,481	30,359	21,142	34,411	28,052	29,966
特別展	32,961	33,209	65,681	31,700	23,804	48,442	33,733	41,432
プラネタリウム	34,515	38,966	34,674	28,068	27,661	32,937	31,234	29,317
合計	112,472	111,056	148,836	90,127	72,607	115,790	93,019	100,715
累計	112,472	223,528	372,364	462,491	535,098	650,888	743,907	844,622
年度	13	14	15	16	17	18	19	20
常設展	34,758	36,058	24,093	22,626	24,171	30,978	36,001	28,781
特別展	44,082	56,309	28,413	29,498	26,940	33,098	45,980	38,347
プラネタリウム	31,011	30,689	34,591	32,333	42,519	35,264	41,926	36,900
合計	109,851	123,056	87,097	84,457	93,630	99,340	123,907	104,028
累計	954,473	1,077,529	1,164,626	1,249,083	1,342,713	1,442,053	1,565,960	1,669,988
年度	21	22	23	24	25	26	27	28
常設展	22,399	24,479	23,859	24,522	24,579	7,355	71,143	56,454
特別展	24,956	27,903	22,152	32,723	20,641	4,533	15,181	18,800
プラネタリウム	38,538	45,406	45,215	45,293	40,876	7,649	59,195	63,310
合計	85,893	97,788	91,226	102,538	86,096	19,537	145,519	138,564
累計	1,755,881	1,853,669	1,944,895	2,047,433	2,133,529	2,153,066	2,298,585	2,437,149
年度	29	30	31 (元)	2	3	4	5	6
常設展	50,595	50,689	44,816	18,528	29,357	26,924	50,427	36,997
特別展	13,735	13,027	17,019	13,044	12,212	13,514	16,506	14,023
プラネタリウム	60,068	63,389	54,079	19,457	31,344	32,590	55,966	37,751
合計	124,398	127,105	115,914	51,029	72,913	73,028	122,899	88,771
累計	2,561,547	2,688,652	2,804,566	2,855,595	2,928,508	3,001,536	3,124,435	3,213,206

8 関係法規

四日市市立博物館条例

平成5年3月30日条例第16号改正

平成9年3月27日条例第3号

平成12年3月29日条例第44号

平成16年12月28日条例第55号

平成17年3月28日条例第22号

平成18年10月5日条例第45号

平成21年1月23日条例第1号

平成25年12月27日条例第66号

平成26年12月22日条例第42号

平成31年3月25日条例第3号

令和5年3月30日条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、博物館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、自然科学及び人文科学に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供するとともに、プラネタリウムによる天体運行等の映写を行い、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、四日市市立博物館(以下「博物館」という。)を四日市市安島一丁目3番16号に設置する。

(事業)

第3条 博物館は、前条の設置目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 歴史、考古、民俗、美術工芸、天文等に関する実物、複製、複写、模型、図書、図表、写真、フィルム、レコード等の資料(以下「博物館資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及び利用に供すること。
- (2) 博物館資料の利用者に対する説明、助言及び指導に関すること。
- (3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
- (4) 博物館資料の保管、展示等に関する技術的研究に関すること。
- (5) 博物館資料に関する解説書、目録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- (6) 博物館資料に関する講演会、研究会等を開催すること。
- (7) 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- (8) 他の博物館、図書館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。
- (9) プラネタリウムによる天体運行等の映写及び天体観測の指導に関すること。
- (10) その他必要な事業
一部改正〔平成21年条例1号〕

(観覧料)

第4条 博物館特別展示を観覧しようとする者及びプラネタリウムの映写を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳又はこれらに代わるものを提示したものの観覧料の額は、別表第2に定める額とする。
一部改正〔平成16年条例55号・18年45号〕

(特別展示室等の使用)

第5条 四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)は、第2条の設置目的に反せず、第3条の事業に支障のない範囲内において、展示発表等のため、博物館の特別展示室、講座室(以下「特別展示室等」という。)の使用を許可することができる。

- 2 前項の規定により、特別展示室等を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可を受けた者は、別表第3に定める使用料を規則で定める期限までに納付しなければならない。
一部改正〔平成16年条例55号・17年22号・26年42号〕

(特別利用の許可等)

第6条 博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影等をしようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けた者は、2,200円の範囲内において規則に定める手数料を納付しなければならない。
一部改正〔平成16年条例55号・25年66号〕

(館外貸出し)

第6条の2 博物館資料は、次の各号のいずれかに該当するときは、館外への貸出しをしない。ただし、委員会は、他の博物館、図書館、学校等適当と認めたものについて、博物館資料の館外貸出しを許可することができる。

- (1) 館外貸出しによって博物館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員が認めたとき。
- (2) 現に博物館資料が展示されているとき。
- (3) その他委員会が博物館資料の館外貸出しをすることを不相当と認めたとき。

(入館等の制限)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、博物館への入館を拒否し、若しくは退館を命じ、又は第5条第2項及び第6条第1項の許可をしない。

- (1) 公安、風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他委員会において管理上支障があると認めたとき。

(観覧料、使用料及び手数料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めたときは、観覧料、使用料及び手数料を減額又は免除することができる。

(観覧料、使用料及び手数料の還付)

第9条 既納の観覧料、使用料及び手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 第5条第2項、第6条第1項及び第6条の2の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第 11 条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の条件を変更し、又は使用若しくは利用を停止し、若しくは許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。

(特別の設備等)

第 12 条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を使用しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第 13 条 使用者は、その使用若しくは利用を終了したとき又は第 11 条の規定により使用若しくは利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを執行し、使用者からその費用を徴収する。

(損害賠償)

第 14 条 使用者は、使用若しくは利用中に建物、附属設備等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(博物館協議会)

第 15 条 博物館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 23 条第 1 項の規定に基づき、博物館に四日市市立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、委員会が任命する。
- 3 協議会の委員の定数は、20 人以内とする。
- 4 協議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成 21 年条例 1 号〕

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

一部改正〔平成 16 年条例 55 号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 号(博物館資料の展示及び利用に供する部分に限る。)、第 2 号及び第 8 号並びに第 4 条から第 14 条までの規定は規則で定める日から(平成 5 年 6 月四日市市規則第 33 号で、同 5 年 11 月 1 日から施行)、次項の規定は平成 5 年 9 月 1 日から施行する。

(四日市市立郷土資料庫条例の廃止)

- 2 四日市市立郷土資料庫条例(昭和 45 年四日市市条例第 38 号)は、廃止する。

附 則(平成 9 年 3 月 27 日条例第 3 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 29 日条例第 44 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 28 日条例第 55 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 2 月 7 日から施行する。

(経過措置)

- 7 改正後の四日市市立博物館条例第 4 条、別表第 1 及び別表第 2 の規定は平成 17 年 4 月 1 日以後の観覧から、第 5 条、第 6 条及び別表第 3 の規定は平成 17 年 4 月 1 日以降の使用許可申請に係るものから適用する。

附 則(平成 17 年 3 月 28 日条例第 22 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市立博物館条例別表第 3 備考の規定は、施行日以後の申請にかかるものから適用し、同日前の申請にかかるものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 10 月 5 日条例第 45 号)

この条例は、平成 18 年 12 月 9 日から施行する。

附 則(平成 21 年 1 月 23 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 27 日条例第 66 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市立博物館条例(以下「新条例」という。)第 6 条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影等の許可(以下「特別利用許可」という。)に係る手数料から適用し、同日前行う特別利用許可に係る手数料については、なお、従前の例による。
- 3 新条例別表第 1 及び別表第 2 の規定は、施行日以後に博物館特別展示又はプラネタリウムの映写を観覧する場合の観覧料から適用し、同日前に博物館特別展示又はプラネタリウムの映写を観覧する場合の観覧料については、なお従前の例による。
- 4 新条例別表第 3 の規定は、施行日以後に行う四日市市立博物館の特別展示室、講座室及び市民ギャラリー(以下「特別展示室等」という。)の使用許可に係る使用料から適用し、同日前行う特別展示室等の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 12 月 22 日条例第 1 号)

この条例は、平成 27 年 3 月 21 日から施行する。

附 則(令和 5 年月 22 日条例第 1 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第4条関係)

区分	博物館特別展示 1人1回につき	プラネタリウム 1人1回につき	プラネタリウム 特別番組1人 1回につき
一般	2,200円の範囲 内で委員会が定 める額	550円	2,200円の範囲 内で委員会が定 める額
大学生・ 高校生		390円	
中学生・ 小学生	無料	210円	

備考

- 「一般」とは、15歳以上の者(「大学生・高校生」及び中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)をいう。
 - 「大学生・高校生」とは、大学、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる学校に在学する者をいう。
 - 「中学生・小学生」とは、中学校、小学校その他これらに準ずる学校に在学する者をいう。
 - 小学校就学までの者は、無料とする。
 - 20人以上の団体は、1人1回につき規定料金の100分の80の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- 一部改正〔平成16年条例55号・18年45号・25年66号〕

別表第2(第4条関係)

区分	博物館特別展示 1人1回につき	プラネタリウム 1人1回につき	プラネタリウム 特別番組1人 1回につき
一般	1,100円の範囲 内で委員会が定 める額	280円	1,100円の範囲 内で委員会が定 める額
大学生・高 校生		200円	
中学生・小 学生	無料	110円	

備考

- 「一般」とは、15歳以上の者(「大学生・高校生」及び中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)をいう。
 - 「大学生・高校生」とは、大学、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる学校に在学する者をいう。
 - 「中学生・小学生」とは、中学校、小学校その他これらに準ずる学校に在学する者をいう。
 - 小学校就学までの者は、無料とする。
 - 20人以上の団体は、1人1回につき規定料金の100分の80の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- 追加〔平成16年条例55号〕、一部改正〔平成18年条例45号・25年66号〕

別表第3(第5条関係)

区分	午前	午後	全日
	午前9時30分 から正午まで	午後1時から午 後5時まで	午前9時30分 から午後5時 まで
特別展示室	—	—	33,000円
講座室	8,800円	13,200円	22,000円

備考 使用者が観覧料、受講料その他これらに類するものを徴収する場合は、上記の金額に100分の50を乗じて得た額を加算する。

一部改正〔平成16年条例55号・17年22号・25年66号26年42号〕

四日市市立博物館条例施行規則

平成5年3月31日教委規則第5号改正
平成9年3月28日教委規則第9号
平成11年3月11日教委規則第4号
平成12年3月27日教委規則第7号
平成14年12月27日教委規則第11号
平成17年2月3日教委規則第31号
平成26年1月14日教委規則第5号
平成27年1月14日教委規則第2号
平成31年3月28日条例第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市立博物館条例(平成5年四日市市条例第16号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 四日市市立博物館(以下「博物館」という。)の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(休館日)

第3条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたるときは、その翌日とする。
 - 12月29日から翌年1月3日まで
- 一部改正〔平成14年教委規則11号〕

(観覧の手続)

第4条 博物館資料の展示会場に入場しようとする者及びプラネタリウムの映写を観覧しようとする者は、観覧料の納入の際に観覧券の交付を受け、展示室及びプラネタリウム室の入口においてこれを係員に提示又は提出しなければならない。

(使用許可の申請)

第5条 条例第5条第2項の規定により、特別展示室等の使用の許可を受けようとする者は、四日市市立博物館使用許可申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)により委員会に申請しなければならない。

- 2 前項の申請の受付は、使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)の属する月の初日前6月からとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に定める期間前に受付できるものとする。
 - (1) 四日市市又は委員会が行う事業又は主催する行事に使用するとき。
 - (2) その他委員会が特に必要があると認めるとき。
- 4 第1項に規定する申請書の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、休館日の受付は行わない。

(使用の許可)

第6条 委員会は、前条第1項の使用許可の申請について適当と認めるときは、使用の許可を決定し、四日市市立博物館使用許可書(第2号様式。以下「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

- 2 博物館の使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、博物館使用の際に、前項の許可書を係員に提示し、指示を受けなければならない。

(使用の変更及び取消し)

第7条 使用者は、許可書に記載された事項を変更し、又は施設の使用を取り消そうとするときは、四日市市立博物館使用変更(取消)許可申請書(第3号様式)に許可書を添えて委員会に提出しなければならない。

- 2 委員会は、前項の規定により使用の変更又は取消しを許可したときは、四日市市立博物館使用変更(取消)許可書(第4号様式。以下「変更(取消)許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(附属設備の名称及び使用料の額)

第8条 博物館の附属設備の使用料の額は、別表第1に定める額とする。

一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(使用料の納付)

第9条 使用者は、使用の許可と同時に使用料を納付しなければならない。

- 2 官公署が使用する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができるものとする。

(観覧料の減免)

第10条 条例第8条の規定に基づく観覧料の減額又は免除の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 四日市市及び三重郡に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校の児童、生徒が学校教育の一環として教職員に引率されてプラネタリウム及び特別展示を観覧するとき。10割
- (2) その他委員会が特別の事由があると認めるとき。その都度委員会が定める割合
- 2 前項の場合において、減額後の額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

- 3 第1項第1号に定める観覧料の減免を受けようとする者は、四日市市立博物館観覧料減免申請書(第5号様式)に、減免を必要とする理由を記し、委員会に申請しなければならない。
- 一部改正〔平成17年教委規則31号・26年5号〕

(優待券等)

第11条 委員会が特に必要と認めるときは、優待券、招待券、特別展示前売観覧券及び特別番組前売観覧券を発行することができる。

(使用料の還付)

第12条 条例第9条ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付する額は、次に掲げるとおりとする。

還付する場合	還付する額
ア 災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において使用できなかったとき。	使用料の全額
イ 使用者が使用日の前7日以前に使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	既納の使用料から取消料(使用料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の100分の50に相当する額。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した額とする。)を差し引いた額

- 2 使用者が第7条の規定により博物館の使用の変更を許可された場合において、既納の使用料に過納金が生じたときは、これを還付するものとする。
 - 3 前2項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、四日市市立博物館使用料還付申請書(第6号様式)に第1項表アの場合にあつては許可書と使用料領収書、同項表イ及び前項の場合にあつては変更(取消)許可書と使用料領収書を添えて委員会に申請しなければならない。
 - 4 委員会は、前項の申請を受理し、還付を決定したときは、四日市市立博物館使用料還付決定通知書(第7号様式)を申請者に交付するものとする。
- 一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(使用者の遵守事項)

第13条 博物館に入館する者、使用者及び条例第6条第1項の規定により許可を受けた者(以下「使用者等」という。)は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用を許可されていない施設を使用し、又は立ち入らないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで張り紙をし、又はくぎ類を打ち、建物その他の物品をき損又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) その他委員会が定める事項及び係員の指示に従うこと。

(職務上の立入り)

第14条 使用者等は、係員の職務上の立入りを拒んではならない。

(施設等の損傷の届出)

第15条 使用者等は、施設、附属設備等を損傷又は滅失したときは、直ちに理由を付して委員会に届け出なければならない。

(使用後の届出及び点検)

第16条 使用者等は、条例第13条の規定により施設、設備等を原状に復したときは、速やかに委員会に届け出るとともに、その点検を受けなければならない。

(特別利用の許可の申請)

第17条 条例第6条第1項の規定に基づき、特別利用の許可を受けようとするものは、四日市市立博物館資料特別利用許

可(減免)申請書(第8号様式)を委員会に提出しなければならない。

- 2 委員会は特別利用の許可をしたときは、四日市市立博物館資料特別利用許可書(第9号様式)を交付するものとする。
- 3 四日市市立博物館資料特別利用許可書の交付を受けたものは、直ちに条例第6条第2項に基づく手数料を納付しなければならない。
- 4 前項に定める手数料の額は、別表第2に定める額とする。
一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(手数料の減免)

第18条 条例第8条の規定に基づく手数料の減額又は免除の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市、県又は国若しくは他の地方公共団体が行う教育、学術若しくは文化の事業又はこれらの事業の普及の用途に供することを目的とするとき。10割
 - (2) 私立の博物館、図書館、学校等が行う教育又は研究の用途に供することを目的とするとき。10割
 - (3) 主に学術研究の用途に供することを目的とするとき。10割
 - (4) その他委員会が特別の事由があると認めたとき。その都度委員会が定める割合
- 2 前項の場合において、減額後の額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- 3 第1項に定める手数料の減免を受けようとする者は、四日市市立博物館資料特別利用(減免)申請書(第8号様式)に、減免を必要とする理由を記し、委員会に申請しなければならない。
一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(特別利用の制限)

- 第19条 次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用の許可をしない。
- (1) 特別利用によって博物館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員会が認めたとき。
 - (2) 現に博物館資料が展示されているとき。
 - (3) 寄託された博物館資料で寄託者の同意を得ていないとき。
 - (4) 著作権がある博物館資料で著作者の承諾を得ていないとき。
 - (5) その他委員会が特別利用をすることが不適当と認めたとき。

(館外貸出しの許可等)

- 第20条 条例第6条の2ただし書きの規定により、博物館資料の館外貸出しを受けようとするものは、あらかじめ四日市市立博物館資料館外貸出許可申請書(第10号様式)を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 委員会は、博物館資料の館外貸出しを認めた場合は、四日市市立博物館資料館外貸出許可書(第11号様式)を交付するものとする。
 - 3 博物館資料の館外貸出しの期間は、1月以内とする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(協議会の委員長及び副委員長)

- 第21条 条例第15条に規定する四日市市立博物館協議会(以下「協議会」という。)に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって選出する。
- 2 委員長及び副委員長の任期は、委員としての在任期間とする。
 - 3 委員長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

- 第22条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、定例会は、年2回、臨時会は必要に応じて開催する。
- 2 会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。
 - 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
 - 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第23条 協議会の庶務は博物館において処理する。

(補則)

- 第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
一部改正〔平成17年教委規則31号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第2条から第20条までの規定は、条例附則ただし書きに規定する規則で定める日から、次項の規定は、平成5年9月1日から施行する。
(四日市市立郷土資料館条例施行規則の廃止)
- 2 四日市市立郷土資料館条例施行規則(昭和45年四日市市教育委員会規則第5号)は、廃止する。

附 則(平成9年3月28日教委規則第9号)
この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月11日教委規則第4号)
この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月27日教委規則第7号)
この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月27日教委規則第11号)
この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月3日教委規則第31号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年2月7日から施行する。ただし、四日市市立博物館条例施行規則第2条の改正は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の四日市市立博物館条例施行規則第8条、第12条、第17条、第18条、別表第1及び別表第2の規定は、平成17年4月1日以後の使用又は利用許可申請に係るものから適用する。

附 則(平成26年1月14日教委規則第5号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の四日市市立博物館条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に行う四日市市立博物館の使用許可に係る使用料及び手数料から適用し、同日前に行う四日市

市立博物館の使用許可に係る使用料及び手数料については、
なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 1 月 14 日教委規則第 2 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 3 月 21 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の四日市市立博物館条例施行規則の
規定は、この規則の施行の日以降に申請を受理するものから
適用し、同日前までに改正前の四日市市立博物館条例施行
規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正
後の四日市市立博物館条例施行規則の相当規定によりなさ
れたものとみなす。

別表第 1(第 8 条関係)

区分	使用料(一回一式)
プロジェクター	1,100 円

一部改正〔平成 17 年教委規則 31 号・26 年 5 号・27 年 2 号〕

別表第 2(第 17 条関係)

区分	手数料(一点一日)
熟覧	330 円
模写	1,100 円
拓本	1,100 円
撮影	1,100 円

一部改正〔平成 17 年教委規則 31 号・26 年 5 号〕

Ⅲ 施設概要

所在地 〒510-0075
三重県四日市市安島一丁目3番16号
電話 059-355-2700 (代)
FAX 059-355-2704

開館年月日 平成5年11月1日
丹羽文雄記念室オープン 平成18年12月9日
リニューアルオープン 平成27年3月21日

施設規模 敷地面積 1,845.840 m²
建設面積 1,590.397 m²
延床面積 10,147.108 m²
建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
地下2階地上6階
建物の高さ 38.075m
建物イメージ
歴史(石を用いた古典的な様式)
現代(石、土ものの自然素材と金属、
ガラスなどの組み合わせによる
新旧共存)
未来(金属板の仕上げ
=プラネタリウム)
地域・商区
商業地域・防火地域
建ぺい率100%(耐火)、容積率600%

主な室名と面積(リニューアル後)

●展示・教育部門		2,202.065 m ²
常設展示室	2階	658.364 m ²
〃	3階	548.291 m ²
特別展示室	4階	594.798 m ²
ラウンジ	4階	93.674 m ²
図書スペース	1階	86.350 m ²
講座室	1階	142.218 m ²
研修・実習室	1階	78.370 m ²
●収蔵部門		1,256.230 m ²
第1収蔵庫	地下2階	243.290 m ²
〃 前室	地下2階	38.880 m ²
第2収蔵庫(恒温恒湿)	地下1階	282.170 m ²
第3収蔵庫	地下1階	384.496 m ²
〃 前室	地下1階	76.086 m ²
荷解室	1階	231.308 m ²
●研究部門		420.165 m ²
作業室	2階	50.422 m ²
資料整理室	地下1階	84.370 m ²
文献資料室	3階	37.952 m ²
資料評価室	4階	33.300 m ²
燻蒸室	地下1階	43.070 m ²
スタジオ暗室	地下1階	87.510 m ²
ビデオ編集室	地下1階	16.882 m ²
第2会議室	4階	37.952 m ²
第3会議室	3階	28.707 m ²
●プラネタリウム部門		1,714.282 m ²
客席(ドーム)	5・6階	565.017 m ²
コズミックラウンジ	5階	59.081 m ²
コズミックギャラリー	5階	194.763 m ²

ブリーフィングルーム 5階 59.326 m²
空調機械室 5・6階 836.095 m²

●管理・一般部門		4,554.366 m ²
事務室	3階	105.059 m ²
事務室	2階	60.464 m ²
第1会議室	2階	37.001 m ²
ミュージアムショップ	1階	28.723 m ²
警備室	1階	20.812 m ²
中央監視室	地下2階	44.064 m ²
設備機械室	地下2階	486.190 m ²
電気室、発電機室	地下2階	240.152 m ²
倉庫、展示備品庫など		3,531.901 m ²

●プラネタリウム仕様
ドーム径18.5m 傾斜型(斜度20度)
座席144席(遮音室8席)
光学式投映機 ケイロン4〇1
デジタル式投映システム バーチャリウムⅡ R7
全天周映画 可能

主な施工業者

【開館】

建築 (株)鴻池組 三菱建設(株) 丸藤建設(株)
電気 (株)電工社 四日市電機(株)
設備機械 須賀工業(株) ダイダシ(株) 三東工業所
プラネタリウム (株)五藤光学研究所
建築設計 (株)石本建築事務所
展示設計 (有)ササキ企画
展示 商工美術(株)
展示映像 中部松下システム(株)
ハイビジョン 中部松下システム(株)
陶壁 萬古環境造形体

【リニューアル】

プラネタリウム (株)五藤光学研究所
展示設計
展示 丹青社

設備概要

●空調設備

1. 空調熱源機器設備

①スクリーン冷凍機
(冷房能力330,000Kcal/h[97URST]
暖房能力280,000Kcal/h) 2基
②スクリーン冷凍機用空気熱交換機 2基
送風機(低騒音型3,400 m²/min) 3台

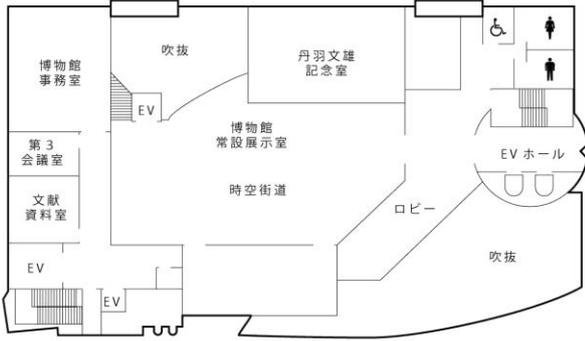
③蓄熱槽

2. 空調、換気及び排煙機器設備

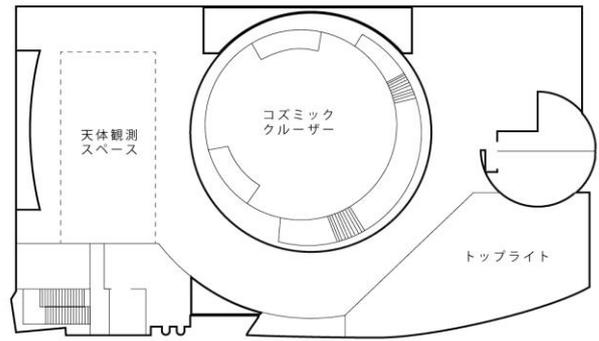
①空調機
エアーハンドリングユニット 9基
パッケージ型空調機 30基
ファンコイルユニット 19基
②送、排風機
シロッコファン 8基
軸流ファン 12基
ラインファン 28基
消音ボックス付ラインファン 20基
デリバントファン 1基

排煙ファン	3 基	ITV ラック (モニタ共)	2 組
排煙口	25 基	操作卓	2 組
3. その他機器		監視用 PC	2 台
①フィルターユニット		③防火扉	47 箇所
外気新鮮空気処理ユニット	3 基	④防火・防災シャッター	32 箇所
②消音マフラーユニット	9 基	⑤排煙口	28 箇所
③その他付属設備	一式	●電気設備	
4. 空調配管設備		①受電電圧 交流 3 相 3 線式 660V 60Hz	
①空調用ポンプ	14 基	②変圧器	
②冷温水 2 次ポンプ可変速制御盤	1 基	動力用	
③冷水ヘッダー	2 基	3 相 6.6KV/210V 300KVA	1 台
④温水ヘッダー	2 基	3 相 6.6KV/210V 500KVA	1 台
⑤冷温水用防蝕装置	4 基	3 相 6.6KV/210V 150KVA	2 台
⑥その他付属設備	一式	3 相 6.6KV/440V 500KVA	1 台
●給排水衛生設備		電灯用	
1. 給水設備		1 相 6.6KV/210V/105V 300KVA	2 台
①ポンプ 揚水ポンプ	2 基	1 相 6.6KV/210V/105V 100KVA	1 台
②受水槽 有効容量 12.7 m ² (2 分割-複合盤)	1 基	③自家用発電機	
③高架水槽 有効容量 6.3 m ² (2 分割-SUS444) 保温	1 基	6 気筒 4 サイクルディーゼル機関	480Ps 1200rpm 1 台
④電機湯沸器 貯湯量 10 ㍓	3 基	3 相交流同期発電機 400KVA 6600V	1 台
⑤ウォータークーラー 壁埋込式、ステンレス製 冷水能力 301/㍓	2 基	④電線路電圧 6600V 440V 210V 105V	
⑥その他付属設備	一式	⑤電気室 高低圧配電盤	19 面
2. 排水設備		動力制御盤	15 面
公共下水道接続箇所		電灯分電盤	21 面
①湧水排水ポンプ	6 基	端子盤	12 面
②雑水排水ポンプ	2 基	⑥低圧回路	
③雨水排水ポンプ	2 基	⑦低圧負荷設備	
●燻蒸設備 (真空殺虫殺菌装置)	3.15 m ²	電動機合計容量 1,123.023KW	130 台
●消防設備		電灯コンセント合計容量 476KVA	2,115 個
①屋内消火栓ポンプ	1 基	⑧直流電源装置	
②屋内消火栓設備		100V 非常照明用 発電設備機器操作用	
屋内消火栓箱	12 基	全自動サイリスター式整流器	
屋内消火栓箱 (併設型)	4 基	(入力 交流 3 相 200V 60Hz	
③連結散水設備 閉鎖型 (8 系統)	一式	直流出力電流 50A 3 相全波整流)	1 面
④ハロン消火設備 7 系統 (特別展示室、第 1・2・3 収蔵庫、 前室、電気室、発電機室)	一式	蓄電池 ペースト式高率放電用鉛蓄電池	2V×54 セル
⑤救助袋 3-5 階	6 台	⑨交流無停電電源装置	
⑥自動火災報知設備		100V 中央監視装置用	
差動スポット感知器	6 個	商用同期常時インバーター給電方式	
定温スポット感知器	14 個	(交流入出力 単相 2 線式 100V 60Hz	
煙感知器	384 個	出力容量 5KVA)	
炎感知器	4 個	⑩電気時計 水晶発信式 6 回路	
⑦非常放送設備	一式	親時計 1 台 子時計 41 台	
⑧消火器	38 本	⑪放送設備 防災アンプ 480W	20 回路
⑨誘導灯設備 避難口誘導灯	54 台	⑫電話設備 デジタル電子交換機	一式
通路誘導灯	39 台	多機能電話機	15 台
客席誘導灯	22 台	一般電話機	37 台
⑩その他付属設備		⑬テレビ共聴設備 CATV 引込 (CTY)	
●防犯設備		⑭中央監視設備	
①防犯設備 熱感センサー	46 個	SAVIC-NETFX による監視システム	
②監視カメラ (屋内用)	78 台	●エレベータ	
(屋外用)	5 台	1.2 号 乗用 (展望用) 定員 17 名 1150Kg 90m/分	
(可動式)	1 台	3 号 乗用 定員 11 名 750Kg 105m/分	
モニタ (43 型)	3 台	4 号 人荷用 定員 67 名 4400Kg 30m/分	
		5 号 乗用 定員 11 名 750Kg 30m/分	
		●その他設備 昇降リフト (2 トン、荷解室)	1 台
		ゴンドラ (ガラス清掃用)	2 台
		自動扉	4 箇所

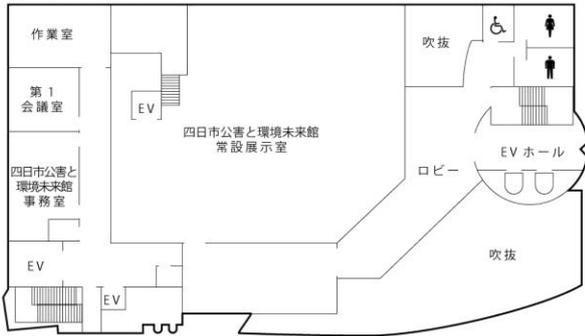
3階平面図



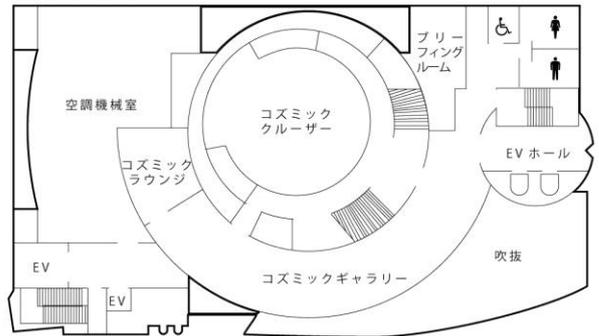
6階平面図



2階平面図



5階平面図



1階平面図



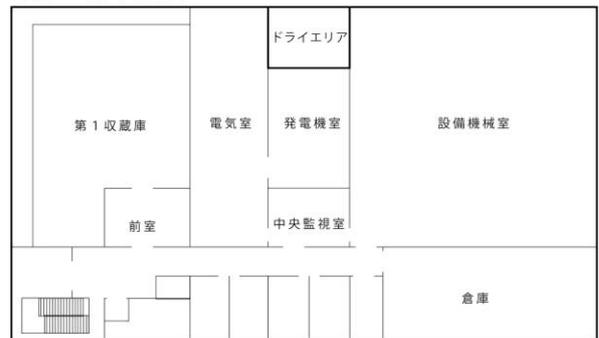
4階平面図



地下1階平面図



地下2階平面図



●設計概要

敷地は、旧四日市工業高等学校跡地の一角で、街区内には、都市公園を介して三重北勢地域地場産業振興センター(現四日市市地場産業振興センター)、アムスクエア(現トナリエ四日市)などがあり、それらとの調和を図る必要があった。そこで、形態的には都市公園を介してオープンなアトリウムで呼応しあう関係を生み出し、色調的にはアムスクエアのグレイッシュピンクと補色関係にあり、色の映える淡緑青色を基調としている。

外観デザインとしては、博物館とプラネタリウムという複合した機能を持つ建物の性格上、「過去」(歴史)、「現在」、「未来」(宇宙)の調和をテーマとしている。そのことは、基壇部において花崗岩のジェットバーナー仕上げで歴史の積層をイメージし、胴部において割肌タイルにより工業化が進んだ現代だからこそ逆に求められる手造りのなあたかさ、やさしさを表現し、頂部においてステンレスの球体を一部露出させ、未来的、宇宙的なイメージを喚起して、それらの三層構成による対比と調和を図っている。また、都市公園に面する東側はボリュームの大きさからくる威圧感を低減するために、面を分節化し、水平線を強調したガラスのカーテンウォール、地上の緑が階段状に延長した濃緑色の石貼部、太陽光線をイメージした黄色の垂直線、コンビナートのメタファーとしての金属のパイプや球体により、リズムカルで変化のある構成としている。

内部機能構成としては、地下部分に収蔵部門、1階にエントランス、2~4階に博物館部門(現在は2階に四日市公害と環境未来館)、5、6階にプラネタリウム部門を収め、地上部分に5層吹抜のアトリウムを設けることにより積層化した施設の空間的な一体感を生み出す計画としている。また、都市公園に対してオープンな構成とし、それを借景として利用することで空間的な広がりを持たせている。

(石本建築事務所)

IV 利用案内

●博物館を彩る施設

□エントランスホール(1階)

入口を入ると5階まで吹き抜けているアトリウムとシースルーエレベータが目を引く。ここは誰でも入れる自由空間。

待ち合わせに最適な場所である。

□図書スペース(1階)

四日市公害と環境未来館の併設に伴い設置されたスペースで、環境に関連する図書の閲覧・貸出が可能なスペース。

□ミュージアムショップ(1階)

来館の思い出となる記念品や、市・博物館・四日市公害と環境未来館が刊行する図録等の書籍を販売。鉱物や化石、星座グッズなども取りそろえている。

□陶壁(2階ロビー)

四日市市の歴史、美術資料の展示効果と現代建築における陶の材質美との調和を図るため、通路を歩く人の動きとともに画面が変化する一種のだまし絵的効果を意図した。(高さ 2.5m 幅 5.0m)

A面:歌川広重作 東海道五十三次「四日市の図」

B面:歌川国貞作 末広五十三次「昼気楼の図」

これらを四日市萬古焼の伝統技法により焼成。

制作:萬古環境造形体



四日市市楠歴史民俗資料館

I 事業概要

1 これまでの経緯

この資料館の主要施設である旧庄屋岡田邸は、代々庄屋の要職にあった岡田家の屋敷である。

岡田家に残る文政12年(1829年)の古文書に庄屋の記載がみられ、この頃に庄屋職を桑名藩より拝命したと推察されている。また、建物については、敷地内に祭っていた弁財天の社の垂旗に宝暦10年(1760年)の銘があることから、少なくとも江戸時代中期に現在の主屋と土蔵が建築され、250年ほど経過しているとみられている。また、隣接する立会所は、岡田家所蔵の古文書によると、明治3年(1870年)に役所施設(公共建築)として邸内に建設されたと考えられている。

平成14年3月に旧庄屋岡田邸は、岡田氏から土地と建物を当時の楠町へ寄贈いただいた。さらに、令和3年12月に岡田淑子氏より第2駐車場土地を寄贈いただいた。

北勢地域における、近世の民家として歴史的価値が高い建造物であることから、平成14年6月に主屋部分を、続いて同年12月に立会所・蔵部分をそれぞれ楠町有形文化財(建造物)に指定した。旧楠町においては、この歴史的建造物の維持と管理について、旧楠町文化財調査委員会をはじめ、各方面のご指導ご協力を仰ぎながら協議を重ね、楠町議会のご理解を得て、歴史民俗資料館として活用する方針を決定するに至った。



平成16年度には、国庫補助事業である発電用施設周辺地域振興事業と県補助事業である下水道周辺環境整備事業の事業補助認定を受けて修復工事を実施した。工事概要は、楠町有形文化財である主屋、立会所及び蔵の修復と、年貢米の貯蔵庫としていた米蔵の跡地に展示収蔵庫兼管理棟の新築を行い、併せて、老朽化により修復不可能な養蚕所、女子部屋及び下屋については解体し、平成17年3月末に完成した。

この間、平成17年2月7日には、四日市市と楠町が合併した。それに伴い旧楠町の町有形文化財(建築物)である主屋、立会所及び蔵は、四日市市有形文化財(建造物)に指定され、平成17年4月29日に「四日市市楠歴史民俗資料館」として開館した。平成21年度から指定管理者制度を導入し、財団法人四日市市まちづくり振興事業団(現公益財団法人四日市市文化まちづくり財団)が指定管理者となって管理運営を行ったが、平成24年度からは博物館が管理運営を行っている。

この資料館は、楠地域の歴史及び文化の保存並びに地域文化の振興を図ることを目的としており、収蔵品は令和7年3月末現在5,192点を数え、旧庄屋岡田邸・蔵内に約500点、展示棟内の常設展示室に約100点を展示している。



2 事業

(1) 夏の夜間特別開館 2024

楠歴史民俗資料館が毎年行っている夜間開館。通常 17 時で閉館するところを、四日市市楠歴史民俗資料館保存運営委員会の協力のもと、20 時まで特別に開館し、また、地元団体と連携して、ワークショップ等のイベントを開催し、地元のホテル観賞会とも連携し開催した。

■ 日 時:5月25日(土)

■ 来館者:567人

(2) 秋の夜間特別開館 2024

楠歴史民俗資料館が毎年行っている夜間開館。通常 17 時で閉館するところを、四日市市楠歴史民俗資料館保存運営委員会の協力のもと 19 時 30 分まで特別に開館し、体験講座や行灯祭りなどを開催した。

■ 日 時:9月28日(土)

■ 来館者:231人

(3) しめ縄づくり

しめ縄づくりを保存運営委員会との共催で開催した。

■ 日 時:12月8日(日) 9:00~11:30

■ 参加者:18人

(4) 企画展: 新春を彩る創作 古布細工と雛祭り展

グループ「絆」の協力により手作りの雛飾りなど、ひなまつりにちなんだ手芸作品を展示した。保存運営委員会との共催で開催した。

■ 期 間:令和7年2月8日(土)~3月5日(水)

■ 来館者:1,088人

(5) おひなまつりコンサート

おひなまつりにちなみ保存運営委員会と共催でコンサートを開催した。

■ 日 時:令和7年2月23日(日)

■ 参加者:115人

(6) 収蔵品展

過去に収集した資料の整理を、保存運営委員会の協力のもと実施し、整理が終了した資料の一部の展示を資料館内の展示棟にて開催した。

第6回ミニ展覧会「見つかるか?ホンゴウソウ」

令和5年6月13日(火)~

3 施設の利用

(1) 立会所

資料館の施設利用については、四日市市楠歴史民俗資料館条例第8条により、立会所のざしき(西)・ざしき(東)・小ざしき及び水屋を、資料館の設置目的に反せず、資料館の公開に支障のない範囲において、公開使用を許可している(有料)。

時期	場所	内容
4月18日(木)~4月23日(火)	立会所 ざしき東・西	創作 古布細工&球体関節人形展

(2) 企画展示コーナー

資料館の賑わい創出のため、展示棟内の展示スペースを企画展示コーナーとして希望者に提供して

いる(無料)。令和6年度実績は以下のとおりである。

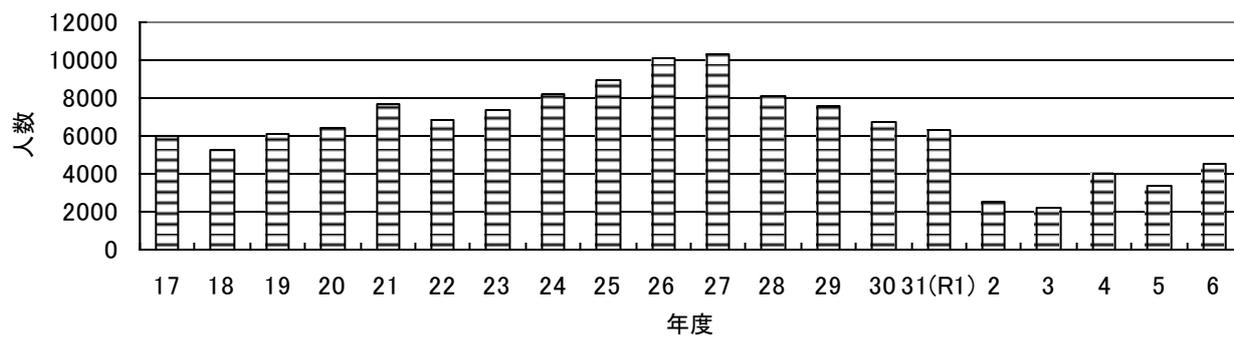
- ・俳画、己書展 四日市市熟年大学 29 期会「ふくの会」(四日市市)
4月16日(火)～29日(月・祝)
- ・シルエットアート・グラスアート作品展 個人(四日市市)
5月1日(水)～31日(金)
- ・北勢を水墨で描く五人展 五人会 (四日市市)
6月1日(土)～15日(土)
- ・銅板工芸・陶芸作品展 銅板工芸・陶芸クラブ有志(四日市市)
7月2日(火)～15日(月・祝)
- ・筆遊び作品展 四日市市楠歴史民俗資料館保存運営委員会(四日市市)
8月3日(土)～12日(月・祝)
- ・楠で見た竹と月展 個人(四日市市)
9月1日(日)～15日(日)
- ・みんなのえがお展 個人 (四日市市)
9月16日(月・祝)～9月28日(土)
- ・楽しい水彩画 泗水彩の会 (四日市市)
10月1日(火)～14日(月・祝)
- ・花みかんの会 絵手紙展 河原田花みかんの会(四日市市)
11月16日(土)～30日(土)
- ・夢で見た心の記憶のパーフォレーション 個人 (四日市市)
令和7年2月1日(土)～22日(土)
- ・帯で作るバッグ作品展 個人(菰野町)
令和7年3月1日(土)～15日(土)
- ・書友会展(暮らしの中の書) 書友会(四日市市)
令和7年3月16日(日)～23日(日)

4 利用状況

(1) 観覧者数(4月1日～令和7年3月31日)

月	開館日数	人数
4月	25	493
5月	27	785
6月	26	240
7月	26	133
8月	27	203
9月	25	415
10月	27	176
11月	26	159
12月	24	184
1月	24	170
2月	24	889
3月	26	661
合計	307	4,508

(2) 観覧者数推移



年度(平成)	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
観覧者数	5,955	5,230	6,110	6,397	7,634	6,829	7,321	8,258	8,927	10,157
累計	5,955	11,185	17,295	23,692	31,326	38,155	45,476	53,734	62,661	72,818
年度(平成)	27	28	29	30	31(元)	2	3	4	5	6
観覧者数	10,365	8,102	7,536	6,731	6,325	2,509	2,231	3,956	3,391	4,508
累計	83,183	91,285	98,821	105,552	111,877	114,386	116,617	120,573	123,964	128,472

5 関係法規

四日市市楠歴史民俗資料館条例

平成 17 年 3 月 28 日条例第 13 号改正

平成 20 年 6 月 27 日条例 23 号

平成 22 年 3 月 25 日条例 7 号

平成 25 年 12 月 27 日条例第 67 号

平成 31 年 3 月 35 日条例第 3 号

令和 3 年 12 月 23 日条例第 39 号

令和 5 年 3 月 30 日条例第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 の規定に基づき、四日市市楠歴史民俗資料館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(一部改正 [平成 20 年条例 23 号])

(設置)

第 2 条 本市は、楠地域の歴史及び文化の保存並びに地域文化の振興を図るため、四日市市楠町本郷 1068 番地に四日市市楠歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)を設置する。

(定義)

第 3 条 この条例において「公開使用」とは、資料館の一部について、入場者の排除を行わずに、第 2 条に掲げる目的に沿った文化活動を行うために使用することをいう。

(追加 [平成 20 年条例 23 号])

(事業)

第 4 条 資料館は、第 2 条の設置目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 楠地域の歴史等に関する実物、模型、複製、文献、写真等の資料(以下「資料館資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及び利用に供すること。
- (2) 資料館資料についての説明、助言に関すること。
- (3) 他の資料館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。
- (4) 第 2 条に掲げる目的に沿った文化活動のための施設の提供に関すること。
- (5) その他必要な事業

(一部改正 [平成 20 年条例 23 号])

(管理)

第 5 条 資料館の管理は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(追加 [平成 20 年条例 23 号])

(指定管理者の業務の範囲)

第 6 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第 8 条に規定する公開使用の許可、第 11 条に規定する特別利用の許可、第 12 条に規定する資料館資料貸出しの許可、第 13 条に規定する許可の取消し、第 14 条に規定する入館の制限、第 16 条に規定する特別の設備の設置許可その他資料館の使用許可に関する業務
- (2) 第 9 条に規定する利用料金の徴収、第 10 条に規定する利用料金の還付その他利用料金に関する業務
- (3) 資料館資料、施設、附属設備等(以下「施設等」と

いう。)の維持管理に関する業務

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、資料館の運営に関して市長が必要と認めた業務

(追加 [平成 20 年条例 23 号]、一部改正 [平成 22 年条例 7 号・令和 3 年 39 号])

(観覧料)

第 7 条 資料館の観覧料は、無料とする。

(一部改正 [平成 20 年条例 23 号])

(公開使用の許可)

第 8 条 資料館の一部を公開使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、前項の許可を行わないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設等を損傷又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) その他施設等の管理上支障があるとき。

3 指定管理者は、第 1 項の許可に際して、必要な条件を付けることができる。

(追加 [平成 20 年条例 23 号])

(利用料金)

第 9 条 資料館の公開使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該許可と同時に利用料金を前納しなければならない。ただし、別に定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認められたときは、使用後に納付することができる。

2 前項に定める利用料金の額は、別表第 1 に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 利用料金は、法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(追加 [平成 20 年条例 23 号]、一部改正 [平成 22 年条例 7 号・令和 3 年 39 号])

(利用料金の還付)

第 10 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、別に規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(追加 [平成 20 年条例 23 号])

(特別利用の許可)

第 11 条 資料館資料について、学術研究のための熟覧、模写、模造、撮影等をしようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 第 8 条第 2 項及び 3 項の規定は、前項の許可について準用する。

(一部改正 [平成 20 年条例 23 号])

(資料館資料の貸出し)

第 12 条 資料館資料は、貸し出すことができない。ただし、指定管理者は、当該資料館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱い上の安全性が確保されると認められるときは、資料館の運営に支障を来さない範囲において、次の各号に掲げるものに対して、

貸出しを許可することができる。

(1) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設

(2) 国及び地方公共団体

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校又はこれに類するものとして市長が認めた施設

(4) その他市長が適当と認めたもの

2 第8条第2項及び3項の規定は、前項の許可について準用する。

3 第1項の許可を受けたもの(以下「借入者」という。)は、当該貸出しに伴う一切の費用を負担しなければならない。

4 第1項の貸出期間は、30日以内とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、1年以内とすることができる。

(追加〔平成20年条例23号〕、一部改正〔平成22年条例7号・令和3年39号〕)

(許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、使用者、利用者又は借入者(以下「使用者等」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の条件を変更し、若しくは使用、利用若しくは貸出し(以下「使用等」という。)を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(原状回復の義務)

第17条 使用者等は、使用等を終了したとき又は第13条の規定により使用等を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 使用者等が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、使用者等がその費用を負担しなければならない。

(一部改正〔平成20年条例23号〕)

(損害賠償)

第18条 使用者等が使用等の際に施設等を損傷又は滅失したとき又は入場者が観覧の際に施設等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(一部改正〔平成20年条例23号〕)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成20年条例23号・22年7号・令和3年39号〕)

附 則

この条例は、平成17年4月29日から施行する。

附 則(平成20年6月27日条例第23号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の四日市市楠歴史民俗資料館

(3) 第8条第2項各号(第11条及び前条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(5) その他施設等の管理上特に必要があるとき。

2 前項の規定により、使用者等に損害が生じて、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(追加〔平成20年条例23号〕)

(入館等の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、資料館への入館を拒否し、又は退館を命じることができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められた者

(2) 施設等を損傷するおそれがあると認められた者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められた者

(4) その他資料館の管理運営上支障があると認められた者

(一部改正〔平成20年条例23号〕)

(権利の譲渡等の禁止)

第15条 使用者等は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(一部改正〔平成20年条例23号〕)

(特別の設備等)

第16条 使用者等は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(一部改正〔平成20年条例23号〕)

俗資料館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市楠歴史民俗資料館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年12月27日条例第67号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市楠歴史民俗資料館条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市楠歴史民俗資料館の使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前行う四日市市楠歴史民俗資料館の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月25日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(四日市市楠歴史民俗資料館条例の一部改正に伴う経過措置)

39 第34条の規定による改正後の四日市市楠歴史民俗資料館条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市楠歴史民俗資料館の使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前行う四日市市楠歴史民俗資料館の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

附 則(令和3年12月23日条例第39号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

（追加〔平成20年条例23号〕、一部改正〔平成25年条例67号・31年3号〕）

区分		利用料金の上限額(円)	
		午前	午後
		午前8時30分 から正午まで	午後1時から 午後5時まで
立 会 所	ざしき(西)	660	660
	ざしき(東)	660	660
	小ざしき及び水屋	660	660
	全室利用	1,980	1,980

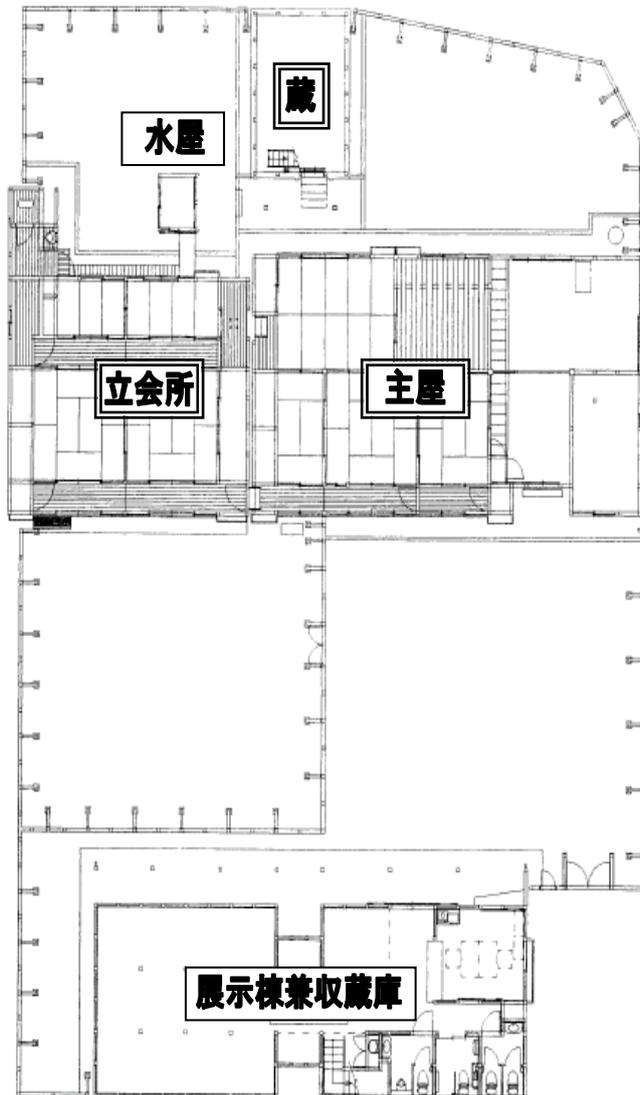
II 施設概要

所在地 〒510-0106
三重県四日市市楠町本郷 1068 番地
電話 059-398-3636
F A X 059-398-3637

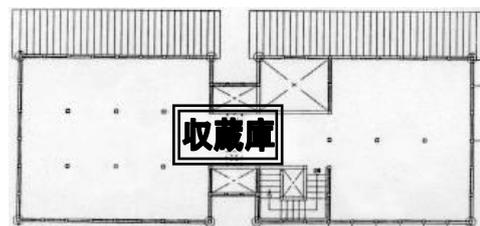
施設規模	敷地面積	1,358.15 m ²
	建築面積	338.09 m ²
	延床面積	448.24 m ²
	建物構造	
	主屋・立会所（四日市市指定有形文化財）	
	木造瓦葺平屋	209.75 m ²
	蔵（四日市市指定有形文化財）	
木造棧瓦葺平屋	39.08 m ²	
水屋		
木造瓦葺平屋	2.76 m ²	
展示棟兼収蔵庫		
木造瓦葺 2 階建	196.65 m ²	

付属設備等 放送設備 冷暖房装置 会議用机・椅子
A V コーナー 駐車場 11 台

1 階平面図



2 階平面図



博物館の原則

博物館は、公益を目的とする機関として、次の原則に従い活動する。

1. 博物館は、学術と文化の継承・発展・創造と教育普及を通じ、人類と社会に貢献する。
2. 博物館は、人類共通の財産である資料及び資料にかかわる環境の多面的価値を尊重する。
3. 博物館は、設置目的や使命を達成するため、人的、物的、財源的な基盤を確保する。
4. 博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し、改善を図る。
5. 博物館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で次世代に引き継ぐ。
6. 博物館は、調査研究に裏付けられた活動によって、社会から信頼を得る。
7. 博物館は、展示や教育普及を通じ、新たな価値を創造する。
8. 博物館は、その活動の充実・発展のため、専門的力量的の向上に努める。
9. 博物館は、関連機関や地域と連携・協力して、総合的な力を高める。
10. 博物館は、関連する法規や規範、倫理を理解し、遵守する。

財団法人日本博物館協会 2012年7月1日制定

令和6年度四日市市立博物館年報 第32号

令和7年7月27日発行
編集・発行 四日市市立博物館
〒510-0075 四日市市安島一丁目3番16号
TEL 059-355-2700 (代) / FAX 059-355-2704
<https://www.city.yokkaichi.mie.jp/museum/>